

資料 1

令和元年老岐市議会定例会 6 月会議

# 議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

# 目 次

## 議案第 1 号関係

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

【第 1 条関係】 壱岐市自動車駐車場条例新旧対照表	1
【第 2 条関係】 壱岐市テレワーク施設条例新旧対照表	2
【第 3 条関係】 壱岐市芦辺浦住民集会所条例新旧対照表	3
【第 4 条関係】 壱岐市自動車教習場条例新旧対照表	4
【第 5 条関係】 壱岐市三島航路事業条例新旧対照表	8
【第 6 条関係】 壱岐市ケーブルテレビ施設条例新旧対照表	1 1
【第 7 条関係】 壱岐市魚菜市场条例新旧対照表	1 2
【第 8 条関係】 壱岐市商工業等研修施設条例新旧対照表	1 3
【第 9 条関係】 壱岐市営印通寺共同店舗条例新旧対照表	1 4
【第 1 0 条関係】 マリンパル壱岐条例新旧対照表	1 5
【第 1 1 条関係】 サンドーム壱岐条例新旧対照表	1 6
【第 1 2 条関係】 壱岐市シーサイド小水浜条例新旧対照表	1 8
【第 1 3 条関係】 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例新旧対照表	1 9
【第 1 4 条関係】 壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例新旧対照表	2 2
【第 1 5 条関係】 壱岐市国民健康保険直営診療所条例新旧対照表	2 3
【第 1 6 条関係】 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表	2 4
【第 1 7 条関係】 壱岐市自給肥料供給センター条例新旧対照表	2 5
【第 1 8 条関係】 壱岐市堆肥センター条例新旧対照表	2 6
【第 1 9 条関係】 壱岐市農業機械銀行条例新旧対照表	2 7
【第 2 0 条関係】 壱岐風民の郷条例新旧対照表	3 0
【第 2 1 条関係】 壱岐出会いの村条例新旧対照表	3 1
【第 2 2 条関係】 壱岐市死亡獣畜取扱場条例新旧対照表	3 2
【第 2 3 条関係】 壱岐市水産共同作業施設条例新旧対照表	3 3
【第 2 4 条関係】 壱岐市営ターミナルビル条例新旧対照表	3 4

【第25条関係】	壱岐市漁業集落排水処理施設条例新旧対照表	38
【第26条関係】	壱岐市都市公園条例新旧対照表	40
【第27条関係】	壱岐市特定地区公園条例新旧対照表	43
【第28条関係】	壱岐市公共下水道条例新旧対照表	45
【第29条関係】	壱岐市水道事業給水条例新旧対照表	46
【第30条関係】	壱岐市公民館条例新旧対照表	48
【第31条関係】	壱岐西部開発総合センター条例新旧対照表	49
【第32条関係】	壱岐島開発総合センター条例新旧対照表	51
【第33条関係】	壱岐市体育施設条例新旧対照表	52
【第34条関係】	壱岐市ふれあい広場条例新旧対照表	55
【第35条関係】	壱岐市勝本B&G海洋センター条例新旧対照表	57
【第36条関係】	壱岐文化ホール条例新旧対照表	58
【第37条関係】	壱岐市文化財展示施設条例新旧対照表	62
【第38条関係】	原の辻一支国王都復元公園条例新旧対照表	63
【第39条関係】	壱岐市石田町ふれあいの森広場条例新旧対照表	64
【第40条関係】	壱岐市全天候型多目的施設条例新旧対照表	65
【第41条関係】	壱岐市石田農村環境改善センター条例新旧対照表	66
【第42条関係】	壱岐市消防関係手数料条例新旧対照表	68

#### 議案第2号関係

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	70
-------------------------------------	----

#### 議案第3号関係

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	73
--	----

#### 議案第5号関係

壱岐市火災予防条例新旧対照表	74
----------------	----

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第1条関係】

## 壱岐市自動車駐車場条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)		
名称	使用料 (1区画 <u>当り</u> 1月)	名称	使用料 (1区画 <u>当たり</u> 1月)	
壱岐市郷ノ浦港駐車場	<u>4, 110円</u>	壱岐市郷ノ浦港駐車場	<u>4, 180円</u>	
壱岐市江上駐車場	<u>4, 110円</u>	壱岐市江上駐車場	<u>4, 180円</u>	
壱岐市印通寺本町駐車場	<u>2, 160円</u>	壱岐市印通寺本町駐車場	<u>2, 200円</u>	
壱岐市目坂駐車場	<u>2, 160円</u>	壱岐市目坂駐車場	<u>2, 200円</u>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第2条関係】

老岐市テレワーク施設条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第4条、第10条関係)				別表 (第4条、第10条関係)				
区分		単位	料金	区分		単位	料金	
テレワークセンター	個室	1月	45,000円	テレワークセンター	個室	1月	45,830円	
	固定席	1月	15,000円		固定席	1月	15,270円	
	自由席	1月	8,000円		自由席	1月	8,140円	
	登録料		5,000円		登録料		5,090円	
コミュニティスペース	利用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、1時間当たり500円		コミュニティスペース	利用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、1時間当たり500円				
シェアハウス	個室	1月	30,000円	シェアハウス	個室	1月	30,550円	
備考				備考				
1 入居日及び退居日が、月の15日未満のときは半月分、15日以上ときは1月分を徴収する。				1 入居日及び退居日が、月の15日未満のときは半月分、15日以上ときは1月分を徴収する。				
2 施設に係る附属設備等の利用料金は、別に定める。				2 施設に係る附属設備等の利用料金は、別に定める。				

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第3条関係】

## 老崎市芦辺浦住民集会所条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第5条関係)			別表 (第5条関係)			
区分	単位	金額 ※冷暖房使用時は ( ) 内金額を加算	区分	単位	金額 ※冷暖房使用時は ( ) 内金額を加算	
1階事務 所部分	1平方メー トル1月当 たり	510円 ※ 電気・水道など光熱水費は利用者 負担	1階事務 所部分	1平方メー トル1月当 たり	510円 ※ 電気・水道など光熱水費は利用者 負担	
上記以外 の部分	3時間未満	510円 (1, 540円)	上記以外 の部分	3時間未満	510円 (1, 560円)	
	3時間以上 6時間未満	820円 (3, 600円)		3時間以上 6時間未満	830円 (3, 660円)	
	6時間以上	1, 230円 (5, 140円)		6時間以上	1, 250円 (5, 230円)	
	飲食を伴う 場合	2, 050円 (上記単位ごと金額を加算)		飲食を伴う 場合	2, 080円 (上記単位ごと金額を加算)	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第4条関係】

老岐市自動車教習場条例 新旧対照表

現行							改正案							備考	
第1条から第6条まで (略)							第1条から第6条まで (略)								
(施設の使用料)							(施設の使用料)								
第7条 管理の代行に伴う施設の使用料は、月額 <u>504,000</u>							第7条 管理の代行に伴う施設の使用料は、月額 <u>513,330</u>								
円とする。							円とする。								
第8条から第10条まで (略)							第8条から第10条まで (略)								
附 則 (略)							附 則 (略)								
別表第1 (第4条関係)							別表第1 (第4条関係)								
運転練習のためのコース使用料							運転練習のためのコース使用料								
車両区分		普通自動	普通自動車	備考			車両区分		普通自動	普通自動車	備考				
時間		二輪車					時間		二輪車						
1台につき5		300円	620円				1台につき5		300円	630円					
0分以内							0分以内								
別表第2 (第4条及び第6条関係)							別表第2 (第4条、第6条関係)								
本科							本科								
区	車種別	所持免	入所手数	教程	金額 (円)		備考	区	車種別	所持免	入所手数	教程	金額 (円)		備考
分		許別	料 (円)	数	昼間	夜間		分		許別	料 (円)	数	昼間	夜間	
学	普通自	初心者		32	41,470	41,470	入学に	学	普通自	初心者		32	42,230	42,230	入学に
科	動車	自動二		2	2,590	2,590	要する	科	動車	自動二		2	2,630	2,630	要する
	(AT	輪車					一切の		(AT	輪車					一切の
	限定車	大型特		3	3,880	3,880	費用及		限定車	大型特		3	3,950	3,950	費用及
	を含む	殊自動					び消費		を含む	殊自動					び消費
	む。)	車					税を含		む。)	車					税を含

		仮免許		17	22,030	22,030	む。	
	普通自	初心者		32	41,470	41,470	1 教程	
	動二輪	普通自		1	1,290	1,290	は 5 0	
	車 (限	動車					分とす	
	定)						る。	
	大型特	初心者		22	28,510	28,510		
	殊自動	車						
	車							
能 免 許 所 持 者	技普通自	自動二	6,150	32	150,670	158,210		
	動車	輪車						
		大型特	6,150	26	122,040	135,930		
		殊自動						
		車						
		仮免許	6,150	17	79,770	88,840		
		限定	4,630	4	16,350	18,470		
		普通自	自動二	6,150	29	136,550	143,380	
		動車	輪車					
		(A T	大型特	6,150	23	107,900	120,290	
		限定	殊自動					
		車)	車					
		仮免許	6,150	17	79,770	88,840		
		限定	4,630	4	16,350	18,470		
	大型特	自動二	4,630	10	47,520	52,270		
	殊自動	輪車						
	車	普通自	4,630	6	31,780	34,130		
		動車						
		大型自						
		動車						

		仮免許		17	22,430	22,430	む。	
	普通自	初心者		32	42,230	42,230	1 教程	
	動二輪	普通自		1	1,310	1,310	は 5 0	
	車 (限	動車					分とす	
	定)						る。	
	大型特	初心者		22	29,030	29,030		
	殊自動	車						
	車							
能 免 許 所 持 者	技普通自	自動二	6,260	32	153,460	161,130		
	動車	輪車						
		大型特	6,260	26	124,300	138,440		
		殊自動						
		車						
		仮免許	6,260	17	81,240	90,480		
		限定	4,710	4	16,650	18,810		
		普通自	自動二	6,260	29	139,070	146,030	
		動車	輪車					
		(A T	大型特	6,260	23	109,890	122,510	
		限定車	殊自動					
		)	車					
		仮免許	6,260	17	81,240	90,480		
		限定	4,710	4	16,650	18,810		
	大型特	自動二	4,710	10	48,400	53,230		
	殊自動	輪車						
	車	普通自	4,710	6	32,360	34,760		
		動車						
		大型自						
		動車						

		限定				
	普通自 動二輪 車 (限 定)	普通自 動車 大型自 動車 大型特 殊自動 車	4,630	10	30,600	30,600
技能 初 心 者	普通自 動車		6,150	34	159,710	177,850
	普通自 動車 (A T 限定 車)		6,150	31	145,590	162,070
	普通自 動二輪 車 (限 定)		4,630	12	36,720	36,720
	大型特 殊自動 車		4,630	12	56,960	62,620

別表第3 (第4条関係)

補習課・練習課

車種別	科目	教程時間 (分)	金額 (円)		備考
			昼間	夜間	
普通自動車	補習課	50	4,290	4,290	
普通自動車	練習課	50	4,820	4,820	

		限定				
	普通自 動二輪 車 (限 定)	普通自 動車 大型自 動車 大型特 殊自動 車	4,710	10	31,160	31,160
技能 初 心 者	普通自 動車		6,260	34	162,660	181,140
	普通自 動車 (A T 限定 車)		6,260	31	148,280	165,070
	普通自 動二輪 車 (限 定)		4,710	12	37,400	37,400
	大型特 殊自動 車		4,710	12	58,010	63,770

別表第3 (第4条関係)

補習課・練習課

車種別	科目	教程時間 (分)	金額 (円)		備考
			昼間	夜間	
普通自動車	補習課	50	4,360	4,360	
普通自動車	練習課	50	4,900	4,900	

## 7

普通自動二輪車	補習課	50	2,930	2,930	
普通自動二輪車	練習課	50	3,480	3,480	
大型特殊自動車	補習課	50	5,170	5,170	
大型特殊自動車	練習課	50	5,880	5,880	

以下 (略)

普通自動二輪車	補習課	50	2,980	2,980	
普通自動二輪車	練習課	50	3,540	3,540	
大型特殊自動車	補習課	50	5,260	5,260	
大型特殊自動車	練習課	50	5,980	5,980	

以下 (略)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第5条関係】

老岐市三島航路事業条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第5条関係)			別表 (第5条関係)			
1 一般旅客運賃			1 一般旅客運賃			
区間	区分		区間	区分		
	大人	小児		大人	小児	
三島相互間	240円	120円	三島相互間	240円	120円	
三島から渡良浦までの間	360円	180円	三島から渡良浦までの間	360円	180円	
渡良浦から郷ノ浦までの間	350円	180円	渡良浦から郷ノ浦までの間	360円	180円	
三島から郷ノ浦までの間	430円	220円	三島から郷ノ浦までの間	440円	220円	
備考			備考			
小児運賃			小児運賃			
1 小学校に修学している小児			1 小学校に修学している小児			
2 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児			2 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児			
3 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって、大人1人につき1人を超えるもの			3 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって、大人1人につき1人を超えるもの			
2 往復旅客運賃 (三島から渡良浦又は郷ノ浦までの間往復1回乗船する場合に適用する運賃とする。)			2 往復旅客運賃 (三島から渡良浦又は郷ノ浦までの間往復1回乗船する場合に適用する運賃とする。)			
区間	区分		区間	区分		
	大人	小児		大人	小児	
三島から渡良浦までの間往復	580円	290円	三島から渡良浦までの間往復	580円	290円	
三島から郷ノ浦までの間往復	690円	360円	三島から郷ノ浦までの間往復	710円	360円	
備考 乗船券のうち復乗船券の有効期間は、発行の日から14日			備考 乗船券のうち復乗船券の有効期間は、発行の日から14日			

間とする。

3 (略)

4 割引運賃

(1) 定期旅客運賃(旅客が同一区間を一定の期間内に不特定回数乗船する場合に適用する運賃とする。)

種別	区間	期間	区分		
			大人	小児	
通勤	三島相互間	1 箇月	8, 6 4 0円		
定期	三島から渡良浦までの間		1 2, 9 6 0円		
	渡良浦から郷ノ浦までの間		1 2, 6 0 0円		
	三島から郷ノ浦までの間		1 5, 4 8 0円		
通学	三島相互間	1 箇月	5, 7 6 0円	2, 8 8 0円	
	定期		三島から渡良浦までの間	8, 6 4 0円	
			渡良浦から郷ノ浦までの間	8, 4 0 0円	
			三島から郷ノ浦までの間	1 0, 3 2 0円	

(2) (略)

5 臨時運航料金

区間	運賃
三島相互間	1回につき19, 200円
三島から渡良浦までの間	1回につき28, 800円
渡良浦から郷ノ浦までの間	1回につき28, 000円
三島から郷ノ浦までの間	1回につき34, 400円

間とする。

3 (略)

4 割引運賃

(1) 定期旅客運賃(旅客が同一区間を一定の期間内に不特定回数乗船する場合に適用する運賃とする。)

種別	区間	期間	区分		
			大人	小児	
通勤	三島相互間	1 箇月	8, 6 4 0円		
定期	三島から渡良浦までの間		1 2, 9 6 0円		
	渡良浦から郷ノ浦までの間		1 2, 9 6 0円		
	三島から郷ノ浦までの間		1 5, 8 4 0円		
通学	三島相互間	1 箇月	5, 7 6 0円	2, 8 8 0円	
	定期		三島から渡良浦までの間	8, 6 4 0円	
			渡良浦から郷ノ浦までの間	8, 6 4 0円	
			三島から郷ノ浦までの間	1 0, 5 6 0円	

(2) (略)

5 臨時運航料金

区間	運賃
三島相互間	1回につき19, 200円
三島から渡良浦までの間	1回につき28, 800円
渡良浦から郷ノ浦までの間	1回につき28, 800円
三島から郷ノ浦までの間	1回につき35, 200円

備考 プロパンガス及び給水車を積載する自動車1回につき当該自動車航送運賃の10割増

6 (略)

7 特殊手荷物運賃

適用範囲	運賃
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両	210円
原動機付自転車	410円
二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)	610円
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)	820円

8 自動車航送運賃

適用範囲	区間	
	三島相互	三島～郷ノ浦
3メートル未満	1,920円	3,010円
3メートル以上4メートル未満	2,170円	3,490円
4メートル以上5メートル未満	2,410円	3,860円
5メートル以上6メートル未満	2,640円	4,340円
6メートル以上7メートル未満	3,090円	5,070円

備考 当該自動車の運転手1人の運賃を含む。

備考 プロパンガス及び給水車を積載する自動車1回につき当該自動車航送運賃の10割増

6 (略)

7 特殊手荷物運賃

適用範囲	運賃
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両	210円
原動機付自転車	420円
二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)	620円
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)	840円

8 自動車航送運賃

適用範囲	区間	
	三島相互	三島～郷ノ浦
3メートル未満	1,950円	3,070円
3メートル以上4メートル未満	2,210円	3,550円
4メートル以上5メートル未満	2,450円	3,930円
5メートル以上6メートル未満	2,690円	4,420円
6メートル以上7メートル未満	3,140円	5,160円

備考 当該自動車の運転手1人の運賃を含む。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第6条関係】

壱岐市ケーブルテレビ施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第10条まで (略) (使用料) 第11条 使用料は、月額次のおりとする。 (1) 基本使用料 <u>1,020円</u> (2) インターネット基本使用料 <u>3,080円</u> (3) (略) 2・3 (略)  以下 (略)</p>	<p>第1条から第10条まで (略) (使用料) 第11条 使用料は、月額次のおりとする。 (1) 基本使用料 <u>1,040円</u> (2) インターネット基本使用料 <u>3,140円</u> (3) (略) 2・3 (略)  以下 (略)</p>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第7条関係】

壱岐市魚菜市场条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第8条関係)			別表 (第8条関係)			
1 シーフードセンター			1 シーフードセンター			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
第1号ます	1月につき	<u>11,310円</u>	第1号ます	1月につき	<u>11,520円</u>	
第2号ます		<u>9,250</u>	第2号ます		<u>9,420円</u>	
第3号ます		<u>8,220</u>	第3号ます		<u>8,380円</u>	
第4号ます		<u>7,200</u>	第4号ます		<u>7,330円</u>	
第5号ます		<u>6,170</u>	第5号ます		<u>6,280円</u>	
第6号ます		<u>5,140</u>	第6号ます		<u>5,230円</u>	
第7号ます		<u>5,140</u>	第7号ます		<u>5,230円</u>	
第8号ます		<u>5,140</u>	第8号ます		<u>5,230円</u>	
第9号ます		<u>4,110</u>	第9号ます		<u>4,190円</u>	
2 朝市売場			2 朝市売場			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
第1号ます	1月につき	<u>14,400円</u>	第1号ます	1月につき	<u>14,660円</u>	

# 13

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第8条関係】

## 壱岐市商工業等研修施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略) (使用料) 第7条 運営協議会は、月額 <u>10,280</u> 円の使用料を市に納付しなければならない。 2 (略)  以下 (略)	第1条から第6条まで (略) (使用料) 第7条 運営協議会は、月額 <u>10,470</u> 円の使用料を市に納付しなければならない。 2 (略)  以下 (略)	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第9条関係】

壱岐市営印通寺共同店舗条例 新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>第1条から第4条まで (略) (原形変更)</p> <p>第5条 指定管理者は、共同店舗の原形を変えて利用しようとするときは、市営印通寺共同店舗原形変更許可申請書(別記様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>第6条及び第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="208 746 1021 890"> <thead> <tr> <th>利用の種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店又は食堂の経営を行うための使用料</td> <td>月額</td> <td>151,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式(第6条関係)</p>	利用の種別	単位	使用料	売店又は食堂の経営を行うための使用料	月額	151,200円	<p>第1条から第4条まで (略) (原形変更)</p> <p>第5条 指定管理者は、共同店舗の原形を変えて利用しようとするときは、市営印通寺共同店舗原形変更許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>第6条及び第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1128 746 1942 890"> <thead> <tr> <th>利用の種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店又は食堂の経営を行うための使用料</td> <td>月額</td> <td>154,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用の種別	単位	使用料	売店又は食堂の経営を行うための使用料	月額	154,000円	
利用の種別	単位	使用料												
売店又は食堂の経営を行うための使用料	月額	151,200円												
利用の種別	単位	使用料												
売店又は食堂の経営を行うための使用料	月額	154,000円												

# 15

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第10条関係】

## マリパル壱岐条例 新旧対照表

現行				改正案			備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)			
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)			
会場	料金	冷暖房使用料	備考	会場	料金	冷暖房使用料	
イベントホール	半日 30,850円			イベントホール	半日 31,420円		
	1日 51,420円				1日 52,380円		
コンコース	半日 2,050円	半日 510円		コンコース	半日 2,090円	半日 520円	
	1日 4,110円	1日 1,020円			1日 4,190円	1日 1,040円	
2階待合コーナー	半日 1,020円	半日 300円		2階待合コーナー	半日 1,040円	半日 310円	
	1日 2,050円	1日 610円			1日 2,090円	1日 620円	
2階ホール	半日 2,050円	半日 510円		2階ホール	半日 2,090円	半日 520円	
	1日 4,110円	1日 1,020円			1日 4,190円	1日 1,040円	



# 17

1時間		から午後9時30分まで	1時間		から午後9時30分まで
ミニサッカー 1コ	<u>1,440円</u>	とする。	ミニサッカー 1コ	<u>1,460円</u>	とする。
ト 1時間			ト 1時間		

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第12条関係】

壱岐市シーサイド小水浜条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略) (使用料) 第3条 施設の使用料は、月額 <u>20,570円</u> とする 2 (略)  以下 (略)	第1条及び第2条 (略) (使用料) 第3条 施設の使用料は、月額 <u>20,950円</u> とする 2 (略)  以下 (略)	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第13条関係】

壱岐市地域福祉活動拠点施設条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)				
壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや<屋内施設>				壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや				
	区分	単位	使用料	備考	区分	単位	使用料	備考
1	イベントホール	1時間当たり	1,020円	冷暖房利用の場合は、1時間当たり左記使用料金額を冷暖房使用料とする。	イベントホール	1時間	1,040円	冷暖房利用の場合は、1時間当たり左記使用料金額を冷暖房使用料とする。
2	研修室A・B	1時間当たり	各300円		研修室A・B	1時間	各310円	
3	保健研修室	1時間当たり	300円		保健研修室	1時間	310円	
4	ボランティアルーム	1時間当たり	300円		ボランティアルーム	1時間	310円	
5	コミュニティルームA・B	1時間当たり	各300円		コミュニティルームA・B	1時間	各310円	
6	AVホール	1時間当たり	510円		AVホール	1時間	520円	
7	娯楽室	1時間当たり	1,020円		娯楽室	1時間	1,040円	
8	リラクゼーションカプセル	1人1回当たり	200円		リラクゼーションカプセル	1人1回	210円	
9	トレーニングルーム	1人1回当たり	200円		トレーニングルーム	1人1回	210円	
10	一般浴室	1人1回当たり	300円		一般浴室	1人1回	310円	
壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや<屋外施設>				壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや				
	区分	単位	使用料	備考	区分	単位	使用料	備考
1	ゲートボール場(屋根付)	1コート1時間当たり(照明利用時のみ)	200円		ゲートボール場(屋根付)	1コート1時間(照明利用時のみ)	210円	
1	エイドハウス	1回当たり	300円		冷暖房利用			

2				の場合は、 1時間当 り左記使用 料金額を冷 暖房使用料 とする。
1	キッズゲレンデ	ボード貸出1 枚当たり	100円	
3				
壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ<屋内施設>				
	区分	単位	使用料	備考
1	イベントホール	1時間当たり	1,020円	冷暖房利用 の場合は、 1時間当 り左記使用 料金額を冷 暖房使用料 とする。
4				
1	ボランティアルーム	1時間当たり	300円	
5				
1	研修室	1時間当たり	300円	
6				
1	生涯学習室	1時間当たり	300円	
7				
1	ふれあいルーム	1時間当たり	300円	
8				
1	娯楽室	1時間当たり	1,020円	
9				
2	一般浴室	1人1回当たり	300円	
0				
2	トレーニングルーム	1人1回当たり	200円	
1				
壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ<屋外施設>				
	区分	単位	金額	備考

キッズゲレンデ	ボード貸出1枚	100円	
壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ			
イベントホール	1時間	1,040円	冷暖房利 用の場合 は、1時 間当たり 左記使用 料金額を 冷暖房使 用料とす る。
ボランティア ム	1時間	310円	
研修室	1時間	310円	
生涯学習室	1時間	310円	
ふれあいルーム	1時間	310円	
娯楽室	1時間	1,040円	
一般浴室	1人1回	310円	
トレーニング ム	1人1回	210円	
イベントハウス	1回	1,040円	
壱岐市石田町総合福祉センター			
会議室	1時間	310円	冷暖房利 用の場合 は、1時 間当たり 左記使用 料金額を 冷暖房使 用料とす る。
談話室	1時間	310円	
ボランティア室	1時間	310円	
一般浴室	1人1回	310円	

# 2 1

2	イベントハウス	1回当たり	1,020円	
2				

## 壱岐市石田町総合福祉センター

	区分	単位	金額	備考
2	会議室	1時間当たり	300円	冷暖房利用
3				の場合は、
2	談話室	1時間当たり	300円	1時間当た
4				り左記使用
2	ボランティア室	1時間当たり	300円	料金額を冷
5				暖房使用料
				とする。
2	一般浴室	1人1回当たり	300円	
6				

## 壱岐市石田町総合福祉センター<屋外施設>

	区分	単位	使用料	備考
2	ゲートボール場(屋	1コート1時	200円	
7	根付)	間当たり(照明		
		利用時のみ)		

注)

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 営利を目的として利用する場合は、10割以上加算する。

ゲートボール場	1コート1時間(照	210円	
(屋根付)	明利用時のみ)		

注)

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 営利を目的として利用する場合は、10割以上加算する。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第14条関係】

壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (使用料)</p> <p>第3条 使用料は、次の区分によって使用者から徴収する。</p> <p>(1) 居宅使用料              月額<u>9,250円</u> (共同生活援助)              日額<u>1,080円</u> (短期入所)</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (使用料)</p> <p>第3条 使用料は、次の区分によって使用者から徴収する。</p> <p>(1) 居宅使用料              月額<u>9,420円</u> (共同生活援助)              日額<u>1,100円</u> (短期入所)</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第15条関係】

## 老岐市国民健康保険直営診療所条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)				
区分	手数料の名称	単位	金額	区分	手数料の名称	単位	金額	
			円				円	
診断書	恩給関係診断書	1件	<u>6, 170</u>	診断書	恩給関係診断書	1件	<u>6, 280</u>	
	年金認定診断書	〃	<u>4, 110</u>		年金認定診断書	〃	<u>4, 180</u>	
	死亡診断書	〃	<u>4, 110</u>		死亡診断書	〃	<u>4, 180</u>	
	死亡診断書(写し)	〃	<u>2, 050</u>		死亡診断書(写し)	〃	<u>2, 080</u>	
	診断書	〃	<u>1, 020</u>		診断書	〃	<u>1, 030</u>	
	証明書	〃	<u>510</u>		証明書	〃	<u>510</u>	
	死体(胎)検案書	〃	<u>10, 280</u>		死体(胎)検案書	〃	<u>10, 470</u>	
	生命保険関係診断書	〃	<u>4, 110</u>		生命保険関係診断書	〃	<u>4, 180</u>	
	長期傷病補償給付診断書	〃	<u>4, 110</u>		長期傷病補償給付診断書	〃	<u>4, 180</u>	
	司法関係診断書	〃	<u>3, 080</u>		司法関係診断書	〃	<u>3, 130</u>	
	死体検案料	〃	<u>15, 420</u>		死体検案料	〃	<u>15, 700</u>	
	身体障害者認定診断書	〃	<u>4, 110</u>		身体障害者認定診断書	〃	<u>4, 180</u>	
	交通事故診断書及び障害関係診断書	〃	<u>2, 050</u>		交通事故診断書及び障害関係診断書	〃	<u>2, 080</u>	
意見書	介護保険に係る要介護認定又は要支援認定のための意見書			意見書	介護保険に係る要介護認定又は要支援認定のための意見書			
	在宅者の新規申請に関するもの	1件	<u>5, 400</u>		在宅者の新規申請に関するもの	1件	<u>5, 500</u>	
	在宅者の継続申請に関するもの	〃	<u>4, 320</u>		在宅者の継続申請に関するもの	〃	<u>4, 400</u>	
	施設入所者の新規申請に関するもの	〃	<u>4, 320</u>		施設入所者の新規申請に関するもの	〃	<u>4, 400</u>	
	施設入所者の継続申請に関するもの	〃	<u>3, 240</u>		施設入所者の継続申請に関するもの	〃	<u>3, 300</u>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第16条関係】

老岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考		
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)							
別表第1 (第12条関係) (略)					別表第1 (第12条関係) (略)							
別表第2 (第13条関係)					別表第2 (第13条関係)							
種別	取扱区分	単位	金額	摘要	種別	取扱区分	単位	金額	摘要			
ごみ処理手数料	ごみ袋 (大)	1枚当たり	40円	可燃、不燃袋	ごみ処理手数料	ごみ袋 (大)	1枚当たり	40円	可燃、不燃袋			
	ごみ袋 (小)	1枚当たり	20円	可燃		ごみ袋 (小)	1枚当たり	20円	可燃			
	粗大ごみシール	1枚当たり	200円	粗大ごみ分類表による		粗大ごみシール	1枚当たり	200円	粗大ごみ分類表による			
	特別収集	軽四輪貨物		2,570円		ごみ処理手数料は、粗大ごみシール等の料金区分により別途加算する。	特別収集	軽四輪貨物		2,610円	ごみ処理手数料は、粗大ごみシール等の料金区分により別途加算する。	
		2トン積載貨物		4,110円				2トン積載貨物		4,190円		
	持込手数料	20kgまで		100円			持込手数料	20kgまで		100円		
20kg超過について は、10kg超過(四捨五入)するごとに			50円	20kg超過について は、10kg超過(四捨五入)するごとに				50円				

# 25

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第17条関係】

## 壱岐市自給肥料供給センター条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第6条関係)			別表 (第6条関係)			
施設名	区分	金額	施設名	区分	金額	
壱岐市勝本町自給肥料供給センター	液肥散布料金	バキューム車1台(1.8トン)当たり <u>510円</u> ただし、最低料金として <u>510円</u>	壱岐市勝本町自給肥料供給センター	液肥散布料金	バキューム車1台(1.8トン)当たり <u>520円</u> ただし、最低料金として <u>520円</u>	
	畜尿収集料金	バキューム車1台(1.8トン)当たり <u>300円</u> ただし、最低料金として <u>300円</u>		畜尿収集料金	バキューム車1台(1.8トン)当たり <u>310円</u> ただし、最低料金として <u>310円</u>	
	焼酎粕受入料金	1トン当たり <u>5,140円</u>		焼酎粕受入料金	1トン当たり <u>5,230円</u>	
	洗米水受入料金	1トン当たり 200円		洗米水受入料金	1トン当たり 200円	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第18条関係】

壱岐市堆肥センター条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)		
区分	金額	区分	金額	
堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>510円</u> ただし、最低利用料金として <u>510円</u> 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>520円</u> ただし、最低利用料金として <u>520円</u> 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	
バラ堆肥 (完熟)	1トン当たり <u>4,620円</u> ただし、自己取りの場合は <u>4,160円</u>	バラ堆肥 (完熟)	1トン当たり <u>4,710円</u> ただし、自己取りの場合は <u>4,240円</u>	
バラ堆肥 (半熟)	1トン当たり <u>2,570円</u> ただし、自己取りの場合は <u>2,310円</u>	バラ堆肥 (半熟)	1トン当たり <u>2,610円</u> ただし、自己取りの場合は <u>2,350円</u>	
袋詰め堆肥 (15キログラム袋)	1袋当たり <u>250円</u>	袋詰め堆肥 (15キログラム袋)	1袋当たり <u>260円</u>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第19条関係】

**老岐市農業機械銀行条例 新旧対照表**

現行			改正案			備考	
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)				
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)				
機械名	使用料		備考	機械名	使用料		備考
	単位	金額			単位	金額	
大型ブルドーザー	1時間当たり	6,970円		中型ブルドーザー	1時間	5,840円	
中型ブルドーザー	//	5,730円		大型トラクター	//	7,790円	ハローによる代かき
大型トラクター	//	7,650円	ハローによる代かき		//	6,280円	作業幅2.2m以上のロータリー
	//	6,170円	作業幅2.2m以上のロータリー		//	5,210円	通常耕起、代かき
	//	5,120円	通常耕起、代かき		//	4,400円	プラウ、パワーディスク、スタブルカルチ
	//	6,040円	基盤整備後の耕起		//	3,770円	播種作業
	//	4,320円	プラウ・パワーディスク	小型トラクター	//	4,400円	通常耕起、代かき、溝上げ機
	//	3,700円	播種作業		//	2,510円	播種作業
小型トラクター	//	4,320円	通常耕起、代かき	中型バックホー	//	7,730円	
	//	3,700円	中耕管理作業	小型バックホー	//	5,020円	
	//	2,460円	播種作業	ミニバックホー	//	3,770円	
大型バックホー	//	10,120円	破碎作業については12,150円/h	カッティン	1梱包	1,460円	90cmロールのみ
中型バックホー	//	7,590円		グロールベ		1,760円	100cmロールのみ
小型バックホー	//	4,930円					

ホー			
ミニバック	〃	3,700円	
ホー			
カッティン	1梱包当	2,050円	飼料作物収穫作業(90
グロールベ	たり		cm)ラッピング込み
ローラー			ロール作業のみ(1,4
			40円)
		2,460円	飼料作物収穫作業(10
			0cm)ラッピング込み
			ロール作業のみ(1,7
			20円)
		2,010円	飼料作物収穫作業(11
			0cm)
			ロール作業のみ
		2,300円	飼料作物収穫作業(12
			0cm)
			ロール作業のみ
		210円	委託者の倉庫への積み
			下ろし作業、各単価へ加
			算
ラッピング	〃	820円	ラッピング作業のみ(9
マシーン			0cm)
			85cmの場合770
			円
			100cmの場合92
			0円
ヘイバーラ	〃	120円	
ー1式			

ローラー		2,050円	110cmロールのみ
		2,340円	120cmロールのみ
		2,090円	90cmラッピング込み
		2,510円	100cmラッピング込み
		210円	委託者の倉庫への積み下ろ
			し作業、各単価へ加算
ラッピング	〃	780円	85cm
マシーン		830円	90cm
		940円	100cm
ヘイバーラ	〃	120円	
モアコンデ	1時間	5,530円	
イショナー			
ディスクモ	〃	4,400円	
アー			
ロータリテ	〃	4,710円	反転、集草作業
ッダ			
ブロードキ	〃	4,710円	肥料散布
ヤスタ			
弾丸暗渠	〃	4,400円	排水整備作業
中型ホイル	〃	4,710円	
ローダー			
小型ホイル	〃	3,890円	
ローダー			
乗用管理機	〃	5,210円	
4トンダン	〃	4,710円	
プ			

# 29

モアコンデ	1時間当	5,430円	飼料作物刈取作業
イシヨナー	たり		
ディスクモ	〃	4,320円	飼料作物刈取作業
アー			
ロータリテ	〃	4,620円	飼料作物の反転・集草
ッダ			作業
ブロードキ	〃	4,620円	肥料散布
ヤスタ			
弾丸暗渠	〃	4,320円	排水整備作業
中型ホイル	〃	4,620円	
ローダー			
小型ホイル	〃	3,820円	
ローダー			
乗用管理機	〃	5,120円	
4トンダン	〃	4,620円	
プ			
2トンダン	〃	3,820円	
プ			
回送車	片道1回	10,800円	
	当たり		

2トンダン	〃	3,890円	
プ			
回送車	片道1	11,000円	
	回		

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第20条関係】

沓岐風民の郷条例 新旧対照表

現行							改正案							備考
本則及び附則 (略)							本則及び附則 (略)							
別表 (第5条関係) 入園料又は施設の使用料							別表 (第5条関係) 入園料又は施設の使用料							
(単位:円)							(単位:円)							
区分	施設の名称		単位	料金		冷暖房装置 使用料(1 時間当た り)	区分	施設の名称		単位	料金		冷暖房装置 使用料(1 時間当た り)	
				昼間 (8:30 ~17:00)	夜間 (17:00 ~22:00)						昼間 (8:30 ~17:00)	夜間 (17:00 ~22:00)		
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
使用料	農林 漁業 体験 実習 館	(視聴覚室)	1回	300	410	210	使用料	農林 漁業 体験 実習 館	視聴覚室	1回	310	410	210	
		(体験実習室)		300	410	210			体験実習室		310	410	210	
		(調理実習室)		1,020	1,540	310			調理実習室		1,040	1,570	310	
		(農産加工室)		1,020	1,540	310			農産加工室		1,040	1,570	310	
		(地域食材供給室等)	1月	51,420					地域食材供給室等	1月	52,380			
	児童 体験 農園	(貸農園)	1区画 (40m <sup>2</sup> ) /年	2,050			児童 体験 農園	(貸農園)	1区画 (40m <sup>2</sup> ) /年	2,090				
	(収益農園)	10a/年	10,280				(収益農園)	10a/年	10,470					

# 31

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第21条関係】

## 壱岐出会いの村条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表第1 (第4条関係) 農林漁業体験実習館			別表第1 (第4条関係) 農林漁業体験実習館			
1 宿泊室 (1人1泊につき)			1 宿泊室 (1人1泊につき)			
区分	料金	備考	区分	料金	備考	
大人	3,600円	1室を2人以下で利用の場合は、1人500円を加算する。	大人	3,600円	1室を2人以下で利用の場合は、1人500円を加算する。	
小学生	2,800円		小学生	2,900円		
児童			児童			
1 幼児 (6歳未満) は無料。ただし、寝具を利用した場合は、1,000円とする。			1 幼児 (6歳未満) は無料。ただし、寝具を利用した場合は、1,000円とする。			
2 (略)			2 (略)			
別表第2 (第4条関係) コテージ			別表第2 (第4条関係) コテージ			
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考	
1棟	15,400円	1泊	1棟	15,700円	1泊	
以下 (略)			以下 (略)			

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第22条関係】

老岐市死亡獣畜取扱場条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)		
区分	使用料	区分	使用料	
早産 (共済対象外: 授精後240日未満)	1,020円	早産 (共済対象外: 授精後240日未満)	1,040円	
上記以外のもの	5,140円	上記以外のもの	5,230円	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第23条関係】

壱岐市水産共同作業施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (使用料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 使用料は、作業場全部につき月額2,050円を毎月市の発行する納入通知書によりその期日までに納入しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (使用料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 使用料は、作業場全部につき月額2,080円を毎月市の発行する納入通知書によりその期日までに納入しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第24条関係】

壱岐市営ターミナルビル条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第6条関係)			別表 (第6条関係)			
1 郷ノ浦港ターミナルビル使用料			1 郷ノ浦港ターミナルビル使用料			
利用の種別	単位	使用料	利用の種別	単位	使用料	
1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき1年	16,760円	1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき1年	17,070円	
2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	16,760円	2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	17,070円	
3 売店の経営を行うための利用	〃	28,490円	3 売店の経営を行うための利用	〃	29,010円	
4 食堂の経営を行うための利用	〃	5,650円	4 食堂の経営を行うための利用	〃	5,750円	
5 広告等のための壁面の利用	〃	4,110円	5 広告等のための壁面の利用	〃	4,180円	
6 旅客乗降用可動橋	1式につき1年	2,246,400円	6 旅客乗降用可動橋	1式につき1年	2,288,000円	
7 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき1年	市長が定める額	7 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき1年	市長が定める額	
備考			備考			
(1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。			(1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。			

- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。

## 2 芦辺港ターミナルビル使用料

利用の種別	単位	使用料
1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき 1年	
(1) 第1ターミナルビル		<u>19,850円</u>
(2) 第2ターミナルビル		<u>14,400円</u>
2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	<u>19,850円</u>
3 売店の経営を行うための利用	〃	<u>33,730円</u>
4 貨物又は荷物取扱業務を行うための利用	〃	<u>33,730円</u>
5 コインロッカーのための利用	〃	<u>33,730円</u>
6 広告等のための壁面の利用	〃	<u>4,110円</u>
7 旅客乗降用可動橋	1式につき 1年	<u>3,357,250円</u>
8 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき 1年	市長が定める額

- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。

## 2 芦辺港ターミナルビル使用料

利用の種別	単位	使用料
1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき 1年	
(1) 第1ターミナルビル		<u>20,210円</u>
(2) 第2ターミナルビル		<u>14,660円</u>
2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	<u>20,210円</u>
3 売店の経営を行うための利用	〃	<u>34,350円</u>
4 貨物又は荷物取扱業務を行うための利用	〃	<u>34,350円</u>
5 コインロッカーのための利用	〃	<u>34,350円</u>
6 広告等のための壁面の利用	〃	<u>4,180円</u>
7 旅客乗降用可動橋	1式につき 1年	<u>3,419,420円</u>
8 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき 1年	市長が定める額

備考

- (1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。
- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。

3 印通寺港ターミナルビル使用料

利用の種別	単位	使用料
1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき1年	<u>17,580円</u>
2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	<u>17,580円</u>
3 売店の経営を行うための利用	〃	<u>29,820円</u>
4 広告等のための壁面の利用	〃	<u>4,110円</u>
5 旅客乗降用可動橋	1式につき1年	<u>2,925,250円</u>
6 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき1年	市長が定める額

備考

- (1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。

備考

- (1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。
- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。

3 印通寺港ターミナルビル使用料

利用の種別	単位	使用料
1 旅客船舶取扱業者がその業務を行うための利用	1平方メートルにつき1年	<u>17,900円</u>
2 海運業者又は旅行あつせん業者等がその業務を行うための利用	〃	<u>17,900円</u>
3 売店の経営を行うための利用	〃	<u>30,370円</u>
4 広告等のための壁面の利用	〃	<u>4,180円</u>
5 旅客乗降用可動橋	1式につき1年	<u>2,979,420円</u>
6 上記以外の目的のための利用	1平方メートルにつき1年	市長が定める額

備考

- (1) 利用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数が生じたときは、使用料の額は、月割計算の方法により算定して得た額とする。

## 37

- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。

- (2) 利用期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- (3) 1平方メートルに満たない利用面積については、1平方メートルとして使用料を算定する。
- (4) 使用料は消費税を含む。



## 39

庫・集合住宅の共同水栓等の用に供するものをいう。

- 3 共用汚水（集会所・神社）とは、集落等集会所・神社の用に供するものをいう。
- 4 上表中の（ ）書きは、基本料金の算定となる期間及び使用料徴収の単位を表す。
- 5 料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

以下（略）

庫・集合住宅の共同水栓等の用に供するものをいう。

- 3 共用汚水（集会所・神社）とは、集落等集会所・神社の用に供するものをいう。
- 4 上表中の（ ）書きは、基本料金の算定となる期間及び使用料徴収の単位を表す。
- 5 料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

以下（略）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第26条関係】

壱岐市都市公園条例 新旧対照表

現行				改正案				備考	
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)					
別表第1 (第7条関係) (略)				別表第1 (第7条関係) (略)					
別表第2 (第11条関係)				別表第2 (第11条関係)					
1 (略)				1 (略)					
2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合				2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合					
種別		単位	金額	種別		単位	金額 (円)		
行商、募金その他これらに類するもの		1人 1日につき	<u>1,020円</u>	行商、募金その他これらに類するもの		1人 1日につき	<u>1,040</u>		
業として行う写真撮影		1日につき	<u>1,020円</u>	業として行う写真撮影		1日につき	<u>1,040</u>		
業として行う映画撮影		1日につき	<u>5,340円</u>	業として行う映画撮影		1日につき	<u>5,440</u>		
興行		1平方メートル 1日につき	<u>20円</u>	興行		1平方メートル 1日につき	<u>20</u>		
競技会、展示会、写真撮影会、集会その他これらに類するもの		1日につき	<u>2,160円</u>	競技会、展示会、写真撮影会、集会その他これらに類するもの		1日につき	<u>2,200</u>		
3 有料公園施設を利用する場合				3 有料公園施設を利用する場合					
有料公園施設	区分		単位	金額	有料公園施設	区分		単位	金額 (円)
運動陸上専用 広場競技場	個人利用	一般	1時間につき	<u>2,160円</u>	運動陸上専用 広場競技場	個人利用	一般	1時間につき	<u>2,200</u>
		高校生以下	1時間につき	<u>1,020</u>			高校生以下	1時間につき	<u>1,040</u>
専用・個人	照明	一般	1時間につき	<u>60</u>	専用・個人	照明	一般	1時間につき	<u>60</u>
		高校生以下	1時間につき	<u>30</u>			高校生以下	1時間につき	<u>30</u>
専用・個人		全面30分につき	<u>2,160</u>	専用・個人		全面30分につき	<u>2,200</u>		

野球場	専用	一般	1時間につき	<u>300</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>150</u>	
		照明	30分につき	<u>1,230</u>	
ソフトボール場	専用	一般	1時間につき	<u>300</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>150</u>	
		照明	30分につき	<u>720</u>	
ソフトボール球場	専用	一般	1時間につき	<u>510</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>300</u>	
		照明	30分につき	<u>1,020</u>	
庭球場	専用	一般	1面1時間につき	<u>200</u>	
		高校生以下	1面1時間につき	<u>100</u>	
		照明	1面30分につき	<u>300</u>	
屋根付ゲートボール場	専用	一般	1面1時間につき	100	
		高校生以下	1面1時間につき	50	
		照明	1面1時間につき	200	
体育館	第1体育室	バレーコート	専用 一般	1面1時間につき	<u>610</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>410</u>
	バドミントンコート	専用	一般	1面1時間につき	<u>300</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>200</u>
	テニスバスケケットコート	専用	一般	1面1時間につき	<u>1,850</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>1,230</u>
	第2体育	武道	専用 一般	1人1時間につき	100
			高校生	1人1時間につき	50

野球場	専用	一般	1時間につき	<u>310</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>150</u>	
		照明	30分につき	<u>1,250</u>	
ソフトボール場	専用	一般	1時間につき	<u>310</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>150</u>	
		照明	30分につき	<u>730</u>	
ソフトボール球場	専用	一般	1時間につき	<u>520</u>	
		高校生以下	1時間につき	<u>310</u>	
		照明	30分につき	<u>1,040</u>	
庭球場	専用	一般	1面1時間につき	<u>200</u>	
		高校生以下	1面1時間につき	<u>100</u>	
		照明	1面30分につき	<u>310</u>	
屋根付ゲートボール場	専用	一般	1面1時間につき	100	
		高校生以下	1面1時間につき	50	
		照明	1面1時間につき	200	
体育館	第1体育室	バレーコート	専用 一般	1面1時間につき	<u>620</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>410</u>
	バドミントンコート	専用	一般	1面1時間につき	<u>310</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>200</u>
	テニスバスケケットコート	専用	一般	1面1時間につき	<u>1,880</u>
			高校生以下	1面1時間につき	<u>1,250</u>
	第2体育	武道	専用 一般	1人1時間につき	100
			高校生以	1人1時間につき	50

室			以下		
	卓球	専用	一般	1台1時間につき	200
			高校生以下	1台1時間につき	150
会議室	第1会議室	専用		1時間につき	300
	第2会議室	専用		1時間につき	410
冷房利用の場合の使用料は、5割増とする。					

以下 (略)

室			下		
	卓球	専用	一般	1台1時間につき	200
			高校生以下	1台1時間につき	150
会議室	第1会議室	専用		1時間につき	310
	第2会議室	専用		1時間につき	410
冷房利用の場合の使用料は、5割増とする。					

以下 (略)

# 4 3

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第27条関係】

## 老崎市特定地区公園条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)					
別表第1 (第5条関係) (略)					別表第1 (第5条関係) (略)					
別表第2 (第9条関係)					別表第2 (第9条関係)					
有料公園施設使用料					有料公園施設使用料					
公園名	有料公園施設名	区分	単位	金額	公園名	有料公園施設名	区分	単位	金額	
勝本総合運動公園	クラブハウス	施設一式	1月につき	60,000円 以内	勝本総合運動公園	クラブハウス	施設一式	1月につき	60,000円 以内	
	ゴルフ場	プレー料	18ホール	15,000円 以内		ゴルフ場	プレー料	18ホール	15,000円 以内	
青嶋公園	多目的広場	(一般)	1時間につき	<u>300円</u>	青嶋公園	多目的広場	(一般)	1時間につき	<u>310円</u>	
		(高校生以下)	〃	150円			(高校生以下)	〃	150円	
	庭球場	(一般)	1面1時間につき	150円	庭球場	庭球場	(一般)	1面1時間につき	150円	
		(高校生以下)	〃	70円			(高校生以下)	〃	70円	
	ゲートボール場	(一般)	1面1時間につき	150円	ゲートボール場	ゲートボール場	(一般)	1面1時間につき	150円	
		(高校生以下)	〃	70円			(高校生以下)	〃	70円	
第3条第1項各号に掲げる行為をする場合(青嶋公園関係)					第3条第1項各号に掲げる行為をする場合(青嶋公園関係)					
種類		単位		金額	種類		単位		金額	

行商、募金活動その他これらに類するもの	1人1回につき	<u>1,020円</u>
業として行う写真撮影	1回につき	<u>1,020円</u>
業として行う映画撮影	1回につき	<u>5,340円</u>
興行	1平方メートル1回につき	<u>20円</u>
競技会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類するもの	1回につき	<u>2,160円</u>

以下 (略)

行商、募金活動その他これらに類するもの	1人1回につき	<u>1,040円</u>
業として行う写真撮影	1回につき	<u>1,040円</u>
業として行う映画撮影	1回につき	<u>5,440円</u>
興行	1平方メートル1回につき	<u>20円</u>
競技会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類するもの	1回につき	<u>2,200円</u>

以下 (略)

# 45

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第28条関係】

## 壱岐市公共下水道条例 新旧対照表

現行						改正案						備考
目次 (略)						目次 (略)						
本則及び附則 (略)						本則及び附則 (略)						
別表 (第14条関係)						別表 (第14条関係)						
汚水種別	用途	基本料金		超過料金		汚水種別	用途	基本料金		超過料金		
		使用水量	料金	使用水量	料金			使用水量	料金	使用水量	料金	
専用汚水	一般用	5m <sup>3</sup> まで (1箇月)	510円	1m <sup>3</sup> 当 たり	165円	専用汚水	一般用	5m <sup>3</sup> まで (1箇月)	520円	1m <sup>3</sup> 当 たり	168円	
共用汚水	一般用	5m <sup>3</sup> まで (6箇月)	510円	1m <sup>3</sup> 当 たり	165円	共用汚水	一般用	5m <sup>3</sup> まで (6箇月)	520円	1m <sup>3</sup> 当 たり	168円	
	集会所 神社	10m <sup>3</sup> まで (12箇月)	1,020円	1m <sup>3</sup> 当 たり	165円		集会所 神社	10m <sup>3</sup> まで (12箇月)	1,040円	1m <sup>3</sup> 当 たり	168円	
備考						備考						
1 専用汚水（一般用）とは、一般家庭・学校・官公庁・病院・工場・製氷・倉庫・店舗等の用に供するものをいう。						1 専用汚水（一般用）とは、一般家庭・学校・官公庁・病院・工場・製氷・倉庫・店舗等の用に供するものをいう。						
2 共用汚水（一般用）とは、公園・公衆トイレ・消防格納庫・集合住宅の共同水栓等の用に供するものをいう。						2 共用汚水（一般用）とは、公園・公衆トイレ・消防格納庫・集合住宅の共同水栓等の用に供するものをいう。						
3 共用汚水（集会所・神社）とは、集落等集会所・神社の用に供するものをいう。						3 共用汚水（集会所・神社）とは、集落等集会所・神社の用に供するものをいう。						
4 上表中の（ ）書きは、基本料金の算定となる期間及び使用料徴収の単位を表す。						4 上表中の（ ）書きは、基本料金の算定となる期間及び使用料徴収の単位を表す。						
5 料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。						5 料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。						

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第29条関係】

老岐市水道事業給水条例 新旧対照表

現行							改正案							備考		
目次 (略)								目次 (略)								
第1条から第14条まで (略)								第1条から第14条まで (略)								
第3章 料金及び加入金 (料金の徴収等)								第3章 料金及び加入金 (料金の徴収等)								
第15条 (略)								第15条 (略)								
2 料金の額は、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額とする。 <u>ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>								2 料金の額は、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額とする。								
3 (略)								3 (略)								
第16条から第38条まで (略)								第16条から第38条まで (略)								
附 則 (略)								附 則 (略)								
別表第1 (第15条、第18条関係)								別表第1 (第15条、第18条関係)								
給水装置の種別	用途	基本料金		超過料金		計量月	徴収月	給水装置の種別	用途	基本料金		超過料金		計量月	徴収月	
		使用水量	料金	使用水量	料金					使用水量	料金	使用水量	料金			
専用栓	一般用	5m <sup>3</sup> まで (1箇月)	630円	1m <sup>3</sup> 当たり	236円	奇数月	毎月	専用栓	一般用	5m <sup>3</sup> まで (1箇月)	640円	1m <sup>3</sup> 当たり	240円	奇数月	毎月	
	船舶給水 臨時給水		なし	1m <sup>3</sup> 当たり	257円	随時	随時		船舶給水 臨時給水		なし	1m <sup>3</sup> 当たり	260円	随時	随時	
	プール用		なし	1m <sup>3</sup> 当たり	236円	随時	随時		プール用		なし	1m <sup>3</sup> 当たり	240円	随時	随時	

# 47

共用栓	一般用	5m <sup>3</sup> まで (6 箇月)	630 円	1 m <sup>3</sup> 当たり	236 円	5 月・11 月	6 月・12 月
	集会所 神社・墓 地	10m <sup>3</sup> まで (12 箇 月)	1,550 円	1 m <sup>3</sup> 当たり	236 円	11 月	12 月

共用栓	一般用	5m <sup>3</sup> まで (6 箇月)	640 円	1 m <sup>3</sup> 当たり	240 円	5 月・11 月	6 月・12 月
	集会所 神社・墓 地	10m <sup>3</sup> まで (12 箇 月)	1,570 円	1 m <sup>3</sup> 当たり	240 円	11 月	12 月

別表第2 (第19条関係)

取出口径区分	加入金
13ミリ	<u>41,140円</u>
20ミリ	<u>82,280円</u>
25ミリ	<u>185,140円</u>
30ミリ	<u>257,140円</u>
40ミリ	<u>514,280円</u>

別表第2 (第19条関係)

取出口径区分	加入金
13ミリ	<u>41,900円</u>
20ミリ	<u>83,800円</u>
25ミリ	<u>188,560円</u>
30ミリ	<u>261,900円</u>
40ミリ	<u>523,800円</u>

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第30条関係】

彦岐市公民館条例 新旧対照表

現行									改正案									備考
本則及び附則 (略)									本則及び附則 (略)									
別表 (第11条関係)									別表 (第11条関係)									
公民館使用料									公民館使用料									
区分	基本使用料			超過1 時間当 たり単 価	冷暖房使用料			超過1 時間当 たり単 価	区分	基本使用料 (円)			超過1 時間当 たり単 価 (円)	冷暖房使用料 (円)			超過1 時間当 たり単 価 (円)	
	昼間		夜間		昼間		夜間			昼間		夜間						
	午前	午後			午前	午後				午前	午後							
集会場	1,540	2,050	2,050	510円	770円	1,020	1,020	250円	集会場	1,570	2,090	2,090	520	780	1,040	1,040	260	
	円	円	円			円	円											
和室	920	1,230	1,230	300	610	820	820	200	和室	940	1,250	1,250	310	620	830	830	200	
研修室	610	820	820	200	300	410	410	100	研修室	620	830	830	200	310	410	410	100	
視聴覚 室	610	820	820	200	300	410	410	100	視聴覚 室	620	830	830	200	310	410	410	100	
その他	610	820	820	200	300	410	410	100	その他	620	830	830	200	310	410	410	100	
調理実 習室	610	820	820	200	300	410	410	100	調理実 習室	620	830	830	200	310	410	410	100	
備考									備考									
(1) 午前とは、9時から12時までとする。 午後とは、13時から17時までとする。									(1) 午前とは、9時から12時までとする。 午後とは、13時から17時までとする。									
(2) 夜間とは、18時から22時までとする。									(2) 夜間とは、18時から22時までとする。									
(3) 超過使用料は、1時間ごとに追加する（1時間未満は、1時間とする。）。									(3) 超過使用料は、1時間ごとに追加する（1時間未満は、1時間とする。）。									
(4) 祝事等の場合は、5割増しとする。									(4) 祝事等の場合は、5割増しとする。									

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第31条関係】

**老岐西部開発総合センター条例 新旧対照表**

現行						改正案						備考
本則及び附則 (略)						本則及び附則 (略)						
別表 (第9条関係)						別表 (第9条関係)						
区分		基本使用料			冷暖房装置使用料 (1時間 当たり)	区分		基本使用料 (円)			冷暖房装置使用料 (円 / 1 時間)	
		単位	昼間	夜間				単位	昼間	夜間		
			8時30分～ 17時	17時～22 時					8時30分～ 17時	17時～22 時		
大ホール	平日	1時間	2,160円	2,670円	1,540円	大ホール	平日	1時間	2,200	2,720	1,570	
	土日祝	1時間	3,700	4,210	1,540		土日祝	1時間	3,770	4,290	1,570	
小会議室	一般	1回	3,180	4,210	510	小会議室	一般	1回	3,240	4,290	520	
	結婚披露宴等	1回	5,340	7,400	510		結婚披露宴等	1回	5,440	7,540	520	
婦人研修室 (和室)	1回		510	1,020	300	婦人研修室 (和室)	1回		520	1,040	310	
調理実習室	1回		1,020	1,540	300	調理実習室	1回		1,040	1,570	310	
その他研修室等	1回		300	410	200	その他研修室等	1回		310	410	200	
備考						備考						
(1) 附属設備の使用料の額は、規則で定める。						(1) 附属設備の使用料の額は、規則で定める。						
(2) 準備練習等で、舞台面のみを使用する場合は、上表の3割相当額とする。						(2) 準備練習等で、舞台面のみを使用する場合は、上表の3割相当額とする。						
(3) 大ホール以外の施設を昼間、夜間継続して使用する場合は、夜間料金とする。ただし、昼間時間、夜間時間がおのおの4時間を超える場合は、それぞれの料金を合						(3) 大ホール以外の施設を昼間、夜間継続して使用する場合は、夜間料金とする。ただし、昼間時間、夜間時間がおのおの4時間を超える場合は、それぞれの料金を合						

わせた額とする。

(4) 営利等を目的として使用する場合は、正規の使用料の60割以内とする。

わせた額とする。

(4) 営利等を目的として使用する場合は、正規の使用料の60割以内とする。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第32条関係】

## 彦岐島開発総合センター条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第9条関係)				別表 (第9条関係)				
区分	時間区分		冷暖房	区分	時間区分		冷暖房	
	3時間まで	超過1時間当たり	1時間当たり		3時間まで	超過1時間当たり	1時間当たり	
大集会室	<u>3,180円</u>	<u>1,020円</u>	<u>2,160円</u>	大集会室	<u>3,240円</u>	<u>1,040円</u>	<u>2,200円</u>	
小会議室(1室 当たり)	<u>1,020</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	小会議室(1室 当たり)	<u>1,040円</u>	<u>200円</u>	<u>310円</u>	
備考	大会議室 ・3時間まで200人を超える場合は、超過50人までごとに <u>1,020円</u> ・200人を超える場合は、50人までごとに1時間当たり <u>1,020円</u> 1 器具使用については実費を徴収する。 2 営利を目的として使用する場合の使用料は10割以上加算するものとする。			備考	大会議室 ・3時間まで200人を超える場合は、超過50人までごとに <u>1,040円</u> ・200人を超える場合は、50人までごとに1時間当たり <u>1,040円</u> 1 器具使用については実費を徴収する。 2 営利を目的として使用する場合の使用料は10割以上加算するものとする。			

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第33条関係】

壱岐市体育施設条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第3条関係)			別表 (第3条関係)			
体育施設	区分	使用料	体育施設	区分	使用料	
渡良・沼津テニスコート 初山庭球場	利用者	無料	渡良・沼津テニスコート 初山庭球場	利用者	無料	
天ヶ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、1時間以内3,700円、1時間増すごとに3,700円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,080円、1時間増すごとに3,080円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,570円、1時間増すごとに2,570円を追加	天ヶ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、1時間以内3,770円、1時間増すごとに3,770円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,140円、1時間増すごとに3,140円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,610円、1時間増すごとに2,610円を追加	
旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内1,020円 30分増すごとに1,020円を追加	旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内1,040円 30分増すごとに1,040円を追加	
勝本テニスコート	利用者	コート1面1時間につき510円	勝本テニスコート	利用者	コート1面1時間につき520円	
芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内720円 30分増すごとに720円を追加	芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内730円 30分増すごとに730円を追加	
石田小中グラ	利用者	30分以内800円	石田小中グラ	利用者	30分以内810円	

# 5 3

ウインド夜間照明施設		30分増すごとに800円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内800円 30分増すごとに800円を追加
学校開放施設	利用者	体育館 1回 510円
旧中学校体育館	利用者	1回 510円

ウインド夜間照明施設		30分増すごとに810円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加
学校開放施設	利用者	体育館 1回 520円
旧中学校体育館	利用者	1回 520円

体育施設		区分	使用料			
			単位	金額 (円)		
石田スポーツセンター	バレーコート	一般	1面	1時間につき	820	
		高校生以下	1面	1時間につき	510	
	バトミントンコート ソフトバレーコート等	一般	1面	1時間につき	300	
		高校生以下	1面	1時間につき	200	
	全面 (センターコート含む)	一般	全面	1時間につき	1,640	
		高校生以下	全面	1時間につき	1,020	
	多目的ルーム	卓球	一般	1台	1時間につき	200
			高校生以下	1台	1時間につき	150
その他		一般	1室	1時間につき	410	
		高校生以下	1室	1時間につき	250	
トレーニングルーム	一般	1人	1時間につき	200		

体育施設		区分	使用料			
			単位	金額 (円)		
石田スポーツセンター	バレーコート	一般	1面	1時間につき	830	
		高校生以下	1面	1時間につき	520	
	バトミントンコート ソフトバレーコート等	一般	1面	1時間につき	310	
		高校生以下	1面	1時間につき	200	
	全面 (センターコート含む)	一般	全面	1時間につき	1,670	
		高校生以下	全面	1時間につき	1,040	
	多目的ルーム	卓球	一般	1台	1時間につき	200
			高校生以下	1台	1時間につき	150
その他		一般	1室	1時間につき	410	
		高校生以下	1室	1時間につき	260	
トレーニングルーム	一般	1人	1時間につき	200		

ム	高校生	1人	1時間につき	100
武道場	一般	全面	1時間につき	820
武道場 シャワー	一般	半面	1時間につき	410
	高校生	全面	1時間につき	510
	以下			
	高校生	半面	1時間につき	250
	以下	1台	1回	100
シャワー	利用者	1台	1回	100

備考

- 1 一般と高校生以下が共同利用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 2 1時間未満の使用は1時間として計算する。
- 3 多目的ルームにおける冷暖房使用は、1時間100円を加算する。
- 4 営利を目的とする者で入場料を徴するときは、使用料のほか最高入場料の50倍に当たる額を徴収する。

ム	高校生	1人	1時間につき	100
武道場	一般	全面	1時間につき	830
武道場 シャワー	一般	半面	1時間につき	410
	高校生	全面	1時間につき	520
	以下			
	高校生	半面	1時間につき	260
	以下	1台	1回	100
シャワー	利用者	1台	1回	100

備考

- 1 一般と高校生以下が共同利用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 2 1時間未満の使用は1時間として計算する。
- 3 多目的ルームにおける冷暖房使用は、1時間100円を加算する。
- 4 営利を目的とする者で入場料を徴するときは、使用料のほか最高入場料の50倍に当たる額を徴収する。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第34条関係】

**老岐市ふれあい広場条例 新旧対照表**

現行				改正案				備考	
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)					
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)					
種別	単位	金額		種別	単位	金額 (円)			
イベントその他これらに類するもの	1回につき	20,570円		イベントその他これらに類するもの	1回につき	20,950			
業として行う写真撮影	1日につき	1,020		業として行う写真撮影	1日につき	1,040			
業として行う映画撮影	1日につき	5,340		業として行う映画撮影	1日につき	5,440			
興行	1回につき	51,420		興行	1回につき	52,380			
競技会、展示会、写真撮影会、集会その他これらに類するもの	1日につき	2,160		競技会、展示会、写真撮影会、集会その他これらに類するもの	1日につき	2,200			
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)					
施設	区分	単位	金額	施設	区分	単位	金額 (円)		
野球場	専用	一般	1時間につき	300円	野球場	専用	一般	1時間につき	310
		高校生以下	1時間につき	150			高校生以下	1時間につき	150
		照明	30分につき	1,330			照明	30分につき	1,360
ソフトボール場	専用	一般	1時間につき	300	ソフトボール場	専用	一般	1時間につき	310
		高校生以下	1時間につき	150			高校生以下	1時間につき	150
		照明	30分につき	820			照明	30分につき	830
テニスコート	専用	一般	1面1時間につき	200	テニスコート	専用	一般	1面1時間につき	200
		高校生以下	1面1時間につき	100			高校生以下	1面1時間につき	100
		照明	1面30分につき	250			照明	1面30分につき	260
多目的広場	専用	一般	1時間につき	1,230	多目的広場	専用	一般	1時間につき	1,250
		高校生以下	1時間につき	610			高校生以下	1時間につき	620

(全 面)	専用個人	照明	全面30分につき	2,260
多目的 広場	専用	一般	1時間につき	610
		高校生以下	1時間につき	300
(半 面)	専用個人	照明	30分につき	820
多目的 広場	専用	一般	1時間につき	300
		高校生以下	1時間につき	150
(1/ 4面)	専用個人	照明	使用箇所による。	
多目的 広場	個人使用	一般	原則として無料	
		高校生以下	原則として無料	
相撲場	専用	一般	1時間につき	200
		高校生以下	1時間につき	100

- 1 専用とは、競技会、試合又は練習を問わず、ふれあい広場の施設を独占して使用することをいう。
- 2 個人使用とは、3人以下の軽スポーツ（ジョギング・キャッチボール等）の使用で、専用以外をいう。
- 3 個人使用と専用使用の場合、専用使用を優先する。
- 4 一般と高校生が共同使用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 5 営利を目的とするときは、使用料のほか、最高入場料の50倍に当たる額を徴収する。
- 6 本表以外の夜間照明使用料については、照明施設の使用数により徴収する。

以下（略）

(全 面)	専用個人	照明	全面30分につき	2,300
多目的 広場	専用	一般	1時間につき	620
		高校生以下	1時間につき	310
(半 面)	専用個人	照明	30分につき	8830
多目的 広場	専用	一般	1時間につき	310
		高校生以下	1時間につき	150
(1/ 4面)	専用個人	照明	使用箇所による。	
多目的 広場	個人使用	一般	原則として無料	
		高校生以下	原則として無料	
相撲場	専用	一般	1時間につき	200
		高校生以下	1時間につき	100

- 1 専用とは、競技会、試合又は練習を問わず、ふれあい広場の施設を独占して使用することをいう。
- 2 個人使用とは、3人以下の軽スポーツ（ジョギング・キャッチボール等）の使用で、専用以外をいう。
- 3 個人使用と専用使用の場合、専用使用を優先する。
- 4 一般と高校生が共同使用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 5 営利を目的とするときは、使用料のほか、最高入場料の50倍に当たる額を徴収する。
- 6 本表以外の夜間照明使用料については、照明施設の使用数により徴収する。

以下（略）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第35条関係】

## 老岐市勝本B&amp;G海洋センター条例 新旧対照表

現行						改正案						備考	
本則及び附則 (略)						本則及び附則 (略)							
別表 (第8条関係)						別表 (第8条関係)							
施設	区分	使用料				円	施設	区分	使用料 (円)				円
		9時～22時							9時～22時				
体育館	全面					510	体育館	全面					520
トレーニングルーム	1人当たり					50	トレーニングルーム	1人当たり					50
施設	区分	9時～12時	13時～17時	17時～19時30分	19時30分～22時		施設	区分	9時～12時	13時～17時	17時～19時30分	19時30分～22時	
プール	一般 (1人当たり)	100	100	100	100		プール	一般 (1人当たり)	100	100	100	100	
	中学生以下 (1人当たり)	50	50	50	50			中学生以下 (1人当たり)	50	50	50	50	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第36条関係】

壱岐文化ホール条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (職員)</p> <p>第4条 壱岐文化ホール(以下「文化ホール」という。)に館長その他必要な職員(以下「係員」という。)を置く。</p> <p>第5条及び第6条 (略) (使用料)</p> <p>第7条 文化ホールの使用許可を受けようとする者は、別表に定める使用料を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、冷暖房及び付属設備に係る使用料は、実績に基づき精算することができる。</p> <p>2 付属設備等に係る使用料は、規則で定める。</p> <p>第8条から第14条まで (略) (特別の設備の制限)</p> <p>第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 備え付け以外の器具を使用するとき。</p> <p>2 (略) (使用者の管理使用義務)</p> <p>第16条 使用者は、この条例及びこれに基づく規則を守り、使用する建物及び付帯設備等を注意をもって管理し、使用するとともに、入場者の整理及び整備の責任を負うものとする。</p> <p>第17条から第19条まで (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (職員)</p> <p>第4条 文化ホールに館長その他必要な職員(以下「係員」という。)を置く。</p> <p>第5条及び第6条 (略) (使用料)</p> <p>第7条 文化ホールの使用許可を受けようとする者は、別表に定める使用料を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、冷暖房及び附属設備に係る使用料は、実績に基づき精算することができる。</p> <p>2 附属設備等に係る使用料は、規則で定める。</p> <p>第8条から第14条まで (略) (特別の設備の制限)</p> <p>第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 備付け以外の器具を使用するとき。</p> <p>2 (略) (使用者の管理使用義務)</p> <p>第16条 使用者は、この条例及びこれに基づく規則を守り、使用する建物及び付帯設備等を注意をもって管理し、使用するとともに、入場者の整理及び整備の責任を負うものとする。</p> <p>第17条から第19条まで (略)</p>	

附 則 (略)

別表 (第7条関係)

区分	時間区分		午前9	午後1	夜間1	冷暖房料 (1時間 当たり)	備考
			時~1 2時	3時~ 17時	8時~ 22時		
名称及び区分							
基本 使用 料棟	大ホール(基本セット付)	平日	円 10,280	円 15,420	円 20,570	円 6,170	舞台練習のためステージのみを使用するとき(同日に催し物を行う場合を除く。)は、使用時間帯の使用料の5割とする。
		土・日・休日	12,340	17,480	23,650	6,170	
	リハーサル室		1,330	1,640	1,950	510	
	楽屋事務室		1,130	1,640	1,850	200	
	楽屋1A		510	610	720	200	
	楽屋1B		510	610	720	200	
	楽屋2A		510	610	720	200	
	楽屋2B		510	610	720	200	
	会議室		1,020	1,230	1,440	410	
	ロビー・ホワイエ		1,020	1,230	1,440	1,020	
中ホール棟	中ホール(基本セット付)	平日	5,140	6,170	7,200	4,110	
		土・日・休日	6,170	7,200	8,220	4,110	
	結婚披露宴等		12,340	15,420	18,510	4,110	
	楽屋3(洋室)		510	610	720	200	
	楽屋5(洋室)		510	610	720	200	

附 則 (略)

別表 (第7条関係)

区分	時間区分		午前	午後	夜間	冷暖房料 (円/1 時間)	備考
			9時~ 12時 (円)	13時~ 17時 (円)	18時~ 22時 (円)		
名称及び区分							
基本 使用 料棟	大ホール(基本セット付)	平日	10,470	15,710	20,950	6,280	舞台練習のためステージのみを使用するとき(同日に催し物を行う場合を除く。)は、使用時間帯の使用料の5割とする。
		土・日・休日	12,570	17,800	24,090	6,280	
	リハーサル室		1,360	1,670	1,990	520	
	楽屋事務室		1,150	1,670	1,880	200	
	楽屋1A		520	620	730	200	
	楽屋1B		520	620	730	200	
	楽屋2A		520	620	730	200	
	楽屋2B		520	620	730	200	
	会議室		1,040	1,250	1,460	410	
	ロビー・ホワイエ		1,040	1,250	1,460	1,040	
中ホール棟	中ホール(基本セット付)	平日	5,230	6,280	7,330	4,190	
		土・日・休日	6,280	7,330	8,380	4,190	
	結婚披露宴等		12,570	15,710	18,850	4,190	
	楽屋3(洋室)		520	620	730	200	
	楽屋5(洋室)		520	620	730	200	

101会議室	510	610	720	200
102A会議室	510	610	720	200
102B会議室	510	610	720	200
103会議室	510	610	720	200
105会議室	510	610	720	200
106A会議室	1,230	1,440	1,640	410
106B会議室	510	610	720	200
201A会議室	510	610	720	200
201B会議室	510	610	720	200
202会議室	510	610	720	200
大会議室	1,230	1,440	1,640	410
和室	1,020	1,230	1,440	410
調理実習室	1,020	1,230	1,440	410
陶芸室	1,020	1,230	1,440	410
屋外	屋外広場 料金を徴収する場合には、1時間当たり2,050円			

- 割増使用料
- 1 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、次に定める割合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。
- (1) 500円以上1,000円未満 5割
- (2) 1,000円以上2,000円未満 8割
- (3) 2,000円以上 10割
- 2 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の10割を加算した額

101会議室	520	620	730	200
102A会議室	520	620	730	200
102B会議室	520	620	730	200
103会議室	520	620	730	200
105会議室	520	620	730	200
106A会議室	1,250	1,460	1,670	410
106B会議室	520	620	730	200
201A会議室	520	620	730	200
201B会議室	520	620	730	200
202会議室	520	620	730	200
大会議室	1,250	1,460	1,670	410
和室	1,040	1,250	1,460	410
調理実習室	1,040	1,250	1,460	410
陶芸室	1,040	1,250	1,460	410
屋外	屋外広場 料金を徴収する場合には、1時間当たり2,090円			

- 割増使用料
- 1 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、次に定める割合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。
- (1) 500円以上1,000円未満 5割
- (2) 1,000円以上2,000円未満 8割
- (3) 2,000円以上 10割
- 2 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の10割を加算した額

# 6 1

3 使用時間を超過し、又は 繰り上げて 使用する場合は、1時間につき当該使用区分に係る基本使用料の3割に相当する額

## 備考

- 1 基本使用料の土・日・休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日をいう。
- 2 付属設備等使用料は、規則で定める。
- 3 表中の金額は、消費税を含む。

3 使用時間を超過し、又は 繰上げて 使用する場合は、1時間につき当該使用区分に係る基本使用料の3割に相当する額

## 備考

- 1 基本使用料の土・日・休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日をいう。
- 2 付属設備等使用料は、規則で定める。
- 3 表中の金額は、消費税を含む。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第37条関係】

老岐市文化財展示施設条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
第1条から第8条まで (略) (使用料) 第9条 施設の使用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に定める使用料を前納しなければならない。			第1条から第8条まで (略) (使用料) 第9条 施設の使用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に定める使用料を前納しなければならない。			
施設	金額	備考	施設	金額	備考	
小金丸記念館 2階	1日につき 1,000円	入館料、受講料等を徴収する場合の使用料は、本表に掲げる額の1割増しとする。	小金丸記念館 2階	1日につき 1,010円	入館料、受講料等を徴収する場合の使用料は、本表に掲げる額の1割増しとする。	
2 (略) 以下 (略)			2 (略) 以下 (略)			

# 63

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第38条関係】

## 原の辻一支国王都復元公園条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)				
施設名	単位	基本使用料	冷暖房装置使用料	施設名	単位	基本使用料	冷暖房装置使用料	
体験交流室	1時間	500円	100円	体験交流室	1時間	500円	100円	
地域振興室	1月	50,000円	基本使用料に含む。	地域振興室	1月	50,920円	基本使用料に含む。	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第39条関係】

壱岐市石田ふれあいの森広場条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第6条関係)			別表 (第6条関係)			
施設名	単位	使用料	施設名	単位	使用料	
グラウンド夜間照明施設	30分	800円	グラウンド夜間照明施設	30分	810円	

# 65

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第40条関係】

## 老崎市全天候型多目的施設条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
本則及び附則 (略)			本則及び附則 (略)			
別表 (第8条関係)			別表 (第8条関係)			
単位	金額	備考	単位	金額	備考	
照明施設を利用しない場合 イベントその他これらに類するもの1回につき	6, 170円	照明施設を利用する場合は、ゲートボール用コート1コート1時間当たり200円を別に徴収する。	照明施設を利用しない場合 イベントその他これらに類するもの1回につき	6, 280円	照明施設を利用する場合は、ゲートボール用コート1コート1時間当たり200円を別に徴収する。	
営利を目的として利用する場合 1時間当たり	4, 110円	照明施設を利用する場合は、1時間当たり820円を別に徴収する。	営利を目的として利用する場合 1時間当たり	4, 190円	照明施設を利用する場合は、1時間当たり830円を別に徴収する。	

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第41条関係】

老岐市石田農村環境改善センター条例 新旧対照表

現行												改正案												備考		
本則及び附則 (略)													本則及び附則 (略)													
別表 (第7条関係)													別表 (第7条関係)													
(単位:円)												(単位:円)														
区分	基本使用料			冷暖房使用料			追加使用料		祝事等			区分	基本使用料			冷暖房使用料			追加使用料		祝事等					
	昼間		夜間	昼間		夜間	昼間	夜間	昼間		夜間		昼間		夜間	昼間	夜間	昼間		夜間						
	午前	午後	午前	午後	午前	午後			午前	午後	午前		午後	午前	午後											
大集会室	3,180	3,180					4,320	3,180				3,180				4,320	1,020	1,230	5,340	5,340	6,480	大集会室	3,240	3,240	4,400	3,240
和室	1,440	1,440	1,850	1,230	1,230	1,230	410	610	1,640	1,640	2,160	和室	1,460	1,460	1,880	1,250	1,250	1,250	410	620	1,670	1,670	2,160			
工作室	720	720	920	610	610	610	200	300	720	720	920	工作室	730	730	940	620	620	620	200	310	730	730	940			
視聴覚室	720	720	920	610	610	610	200	300	720	720	920	視聴覚室	730	730	940	620	620	620	200	310	730	730	940			
会議室	1,440	1,440	1,850	1,230	1,230	1,230	410	610	1,640	1,640	2,160	会議室	1,460	1,460	1,880	1,250	1,250	1,250	410	620	1,670	1,670	2,200			
調理実	720	720	920	610	610	610	200	300	1,540	1,540	1,540	調理実	730	730	940	620	620	620	200	310	1,570	1,570	1,570			

# 67

習室										
結婚式場		300	300	300		510	510	510		

- (1) 午前とは、9時から12時までとする。  
午後とは、13時から17時までとする。
- (2) 夜間とは、17時から22時までとする。
- (3) 追加使用料とは、超過1時間ごとに追加する額とする（1時間未満は1時間とする。）。
- (4) 舞台照明使用の場合、基本使用料の2割増とする。

習室										
結婚式場		310	310	310		520	520	520		

- (1) 午前とは、9時から12時までとする。  
午後とは、13時から17時までとする。
- (2) 夜間とは、17時から22時までとする。
- (3) 追加使用料とは、超過1時間ごとに追加する額とする（1時間未満は1時間とする。）。
- (4) 舞台照明使用の場合、基本使用料の2割増とする。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例【第1条関係】

老岐市消防関係手数料条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)					
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)					
手数料を納付すべき者	区分	単位	金額		手数料を納付すべき者	区分	単位	金額		
(略)	(中略)	(中略)	(中略)		(略)	(中略)	(中略)	(中略)		
② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	(中略) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(中略)	(中略)	(中略)	② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	(中略) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(中略)	(中略)	(中略)	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	1,580,000円			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	1,590,000円		
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件	1,940,000円			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件	1,950,000円		
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル	1件	2,260,000円			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル	1件	2,270,000円		

# 69

		以上200,000 キロリットル未 満のもの					以上200,000 キロリットル未 満のもの			
(以下 略)	(以下 略)	(以下略)	(以下 略)	(以下略)	(以下 略)	(以下 略)	(以下略)	(以下 略)	(以下略)	
以 下 (略)					以 下 (略)					

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと <u>とすることができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>	

# 71

第7条から第15条まで (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第17条から第44条まで (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 (略)

第46条から第48条まで (略)

附 則

第1条 (略)

第7条から第15条まで (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第17条から第44条まで (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条から第48条まで (略)

附 則

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

以下 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

以下 (略)

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第15条まで (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条から第29条の4まで (略) (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッド</u>を備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第15条まで (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条から第29条の4まで (略) (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッド</u>を備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供す</u></p>	

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

以下（略）

る設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

以下（略）

## 平成30年度3月31日専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2～5
3. 繰越明許費	6～7
4. 基金の状況（見込み）	8



吉 岐 市



## 平成30年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額	
一 般 会 計		28,395,000	△ 242,000	28,153,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,220,150		4,220,150
		診療施設勘定	99,491		99,491
		計	4,319,641		4,319,641
	後期高齢者医療事業特別会計		334,399		334,399
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,533,003		3,533,003
		介護サービス事業勘定	39,708		39,708
		計	3,572,711		3,572,711
	下水道事業特別会計		381,652	△ 7,160	374,492
	三島航路事業特別会計		125,761		125,761
	農業機械銀行特別会計		140,933		140,933
合 計		8,875,097	△ 7,160	8,867,937	
一般会計、特別会計の合計		37,270,097	△ 249,160	37,020,937	

### ○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	924,711		924,711
	収益的支出	889,509		889,509
	資本的収入	118,059		118,059
	資本的支出	282,281		282,281

平成30年度3月31日専決補正予算の概要

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計
5農林水産 業費	1農業費	4畜産業費	家畜導入事業	24,150	△ 3,770	20,380
			地域肉用牛振興対策事業	15,634	△ 460	15,174
			地域肉用牛緊急増頭対策事業	23,200	△ 4,160	19,040
			地域肉用牛活性化プロジェクト 推進事業	18,800	△ 6,350	12,450
3水産業費	2水産業振興費		栽培漁業振興基金積立金	42,569	10,816	53,385
			沿岸漁業振興基金積立金	22,774	△ 5,731	17,043
	5漁業集落環境 整備費		下水道事業特別会計繰出金（漁 業集落）	109,549	△ 560	108,989

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ	
特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他					
		△ 2,320	△ 2,100	650	家畜導入事業に係る全体事業費の精査による減額。	農林課	24～25	
		家畜導入事業補助金	過疎債 (過疎地域自立促進事業)					
			△ 1,900	1,440	地域肉用牛振興対策事業に係る全体事業費の精査による減額。	農林課	24～25	
			過疎債 (過疎地域自立促進事業)					
			△ 3,700	△ 460	地域肉用牛緊急増頭対策事業に係る全体事業費の精査による減額。	農林課	24～25	
			過疎債 (過疎地域自立促進事業)					
			△ 6,800	450	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業に係る全体事業費の精査による減額。	農林課	24～25	
			過疎債 (過疎地域自立促進事業)					
				10,816	0	アワビ等出荷数の増加に伴う基金積立額の増額。	水産課	24～25
						アワビ種苗売払収入		
		△ 5,731		0	権限委譲交付金の減額に伴う基金積立額の減額。	水産課	24～25	
		市町村権限委譲等交付金						
			△ 500	△ 60	漁業集落排水整備事業に係る全体事業費の精査による減額。	上下水道課	24～25	
			辺地債					

平成30年度3月31日専決補正予算の概要

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計
7土木費	6下水道費	1公共下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水）	135,740	△ 3,300	132,440
9教育費	2小学校費	1学校管理費	小学校管理費	1,300,557	△ 216,888	1,083,669
	3中学校費	1学校管理費	中学校管理費	1,365,707	1,744	1,367,451
	4幼稚園費	1幼稚園費	幼稚園費	132,782	△ 13,341	119,441

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ
特 定 財 源		地方債	その他				
国費	県費						
		△ 2,900		△ 400	公共下水道事業に係る全体事業費の精査による減額。	上下水道課	26～27
		過疎債					
13,221		106,900	△ 340,000	2,991	芦辺小学校屋内運動場改築事業、学校施設空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業に係る全体事業費の精査による減額。	教育総務課	28～29
学校施設環境改善 交付金 4,131 ・ ブロック塀・冷房 設備対応 臨時特例 交付金 9,090		過疎債 94,900 ・ 合併特例 債 12,900	合併振 興基金				
22,569		164,000	△ 60,000	△ 124,825	芦辺中学校校舎改築及び改修事業、学校施設空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業に係る全体事業費の精査による増額。	教育総務課	28～29
学校施設環境改善 交付金 12,206 ・ ブロック塀・冷房 設備対応 臨時特例 交付金 10,363		辺地債 5,300 ・ 過疎債 14,900 ・ 合併特例 債 143,800	合併振 興基金				
△ 417		8,500	△ 20,110	△ 1,314	学校施設空調設備設置事業に係る全体事業費の精査による減額。	教育総務課	28～29
ブロック塀・冷房 設備対応 臨時特例 交付金		過疎債 9,500 ・ 学校教育施設等 整備事業債 △1,000	合併振 興基金 △20,000 0 ・ ふるさと 応援基 金 △110				

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

款	項	事業名	変更前
9 衛生費	2 小学校費	ブロック塀安全対策工事（小学校）	100,547
	3 中学校費	ブロック塀安全対策工事（中学校）	3,638
合 計			104,185

(単位：千円)

変更後	増減	完了予定	変更理由
124,847	24,300	R1.12.27	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の追加内示に伴う事業費の増額により、翌年度に繰り越して使用する限度額が増額したため。
35,091	31,453	R1.12.27	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の追加内示に伴う事業費の増額により、翌年度に繰り越して使用する限度額が増額したため。
159,938	55,753		

## 基金の状況（見込み）

### ○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	909	400,000	1,603,322	666	800,000	803,988
減債基金	3,162,946	1,108	400,000	2,764,054	3,456	1,000,000	1,767,510
地域振興基金	508,751	188	0	508,939	168	193,500	315,607
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	47,500	692,770
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,700	183,899
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,401	30,000	125,732	53,385	30,000	149,117
沿岸漁業振興基金	51,131	22,774	22,768	51,137	17,043	17,037	51,143
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	0	2,365,600
ふるさと応援基金	178,534	260,760	114,000	325,294	300,045	177,800	447,539
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	261,950	469,859
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,001	0	150,001
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,001	0	150,001
小 計	5,646,303	787,969	396,768	6,037,504	735,446	730,787	6,042,163
計	10,811,662	789,986	1,196,768	10,404,880	739,568	2,530,787	8,613,661
国民健康保険財政調整基金	255,590	58	0	255,648	53	1	255,700
直営診療所財政調整基金	14,893	2	14,895	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	27	67,000	61,830	15	28,000	33,845
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	6,220	14,401	8,301	1,933	20,769
計	416,972	3,022	88,115	331,879	8,372	29,935	310,316
合 計	11,228,634	793,008	1,284,883	10,736,759	747,940	2,560,722	8,923,977

### ○定額運用基金

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	793,008	1,284,883	10,816,799	747,940	2,575,196	8,989,543
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

## 令和元年度6月補正予算（案）概要

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1. 各会計予算額一覧     | 1    |
| 2. 6月補正予算主要事業一覧 | 2~11 |



吉 岐 市



## 令和元年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		23,670,000	382,000	24,052,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,041,911	4,041,911	
		診療施設勘定	98,919	98,919	
		計	4,140,830	4,140,830	
	後期高齢者医療事業特別会計		331,677		331,677
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,481,957	1,707	3,483,664
		介護サービス事業勘定	32,390		32,390
		計	3,514,347	1,707	3,516,054
	下水道事業特別会計		333,871		333,871
	三島航路事業特別会計		116,521		116,521
	農業機械銀行特別会計		122,339		122,339
合 計		8,559,585	1,707	8,561,292	
一般会計、特別会計の合計		32,229,585	383,707	32,613,292	

### ○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	873,319		873,319
	収益的支出	857,379		857,379
	資本的收入	190,466		190,466
	資本的支出	356,907		356,907

令和元年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	離島百貨店負担金	0	240	240	0	0	0	0
			逆参勤交代事業負担金	0	1,080	1,080	0	0	0	0
		7 情報管理費	コミュニティ助成事業	0	11,600	11,600	0	0	0	11,600
			地域情報通信推進事業	150,765	33,624	184,389	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業	0	220,479	220,479	60,479	0	0	160,000
							プレミアム付商品券事業費補助金 40,000 ・ プレミアム付商品券事務費補助金 15,839			プレミアム商品券売払収入

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
240	新規	●離島百貨店負担金 ①離島間の情報共有 ②離島百貨店、離島キッチン各店舗でテストマーケティングや商品のPR ③「離島百貨店WEB」を通じて全国の離島ファンに情報発信	5	4	—	全国の離島同士や離島と離島ファンをつなぐための離島百貨店（結びつける場所）を活用し、離島が連携することで会員企業や関係省庁を巻き込み、相互にメリットのある形で事業推進を図る。	政策 企画 課	12～ 13
1,080	新規	●逆参勤交代事業負担金 ①参加者向けオリエンテーション（7/10東京）の開催 ②トライアル逆参勤交代の実施（9/27～29）	5	5	—	東京近郊に在住する企業（職員）が地方へ赴き、地域のキーパーソンとの交流により地域課題解決に資することを実践する。 地方での期間限定型リモートワーク（会社以外の場所で遠隔で仕事を行う勤務形態）や2地域居住の関係人口増加と将来のC R C移住者予備層の育成を図る。	政策 企画 課	12～ 13
0	新規	●一般コミュニティ助成事業【助成率100%】 ・石田町自治公民館連絡協議会 2,500千円 コミュニティ活動用備品整備（移動用放送設備、テーブル等） ●コミュニティセンター助成事業【助成率2/3】※上限15,000千円 ・芦辺町箱崎中山触公民館 9,100千円 箱崎中山触コミュニティセンターの建設	4	4	コミュニ ティ助成 事業実施 要綱	財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業。コミュニティに必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	政策 企画 課	12～ 13
33,624		●インターネット回線使用料 吉崎市ケーブルテレビ施設次期指定管理者（光ネットワーク株式会社）の運用開始延期に伴う回線費用等。 ・吉岐～光ネットワーク間回線使用料	5	3	—	吉崎市ケーブルテレビ施設の次期指定管理者の期間の変更による。	政策 企画 課	12～ 13
0	新規	●プレミアム付商品券事業【補助率100%】 消費税・地方消費税率の10%への引き上げが非課税者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券を発行・販売する。	2	3	—	消費税・地方消費税引き上げが非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行・販売する。	市民 福祉 課	12～ 15

令和元年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育所費	保育所費（八幡保育所）	18,747	962	19,709	0	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	一般予防対策費	73,173	7,145	80,318	1,990	0	0	0
							疾病予 防対策 事業費 等補助 金				
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	儲かるながさき水田 経営育成支援事業	2,549	4,250	6,799	0	3,541	0	0
							儲かる ながさ き水田 経営育 成支援 事業補 助金				
				担い手確保・経営強 化支援事業	0	9,319	9,319	0	9,319	0	0
							担い手 確保・ 経営強 化支援 事業補 助金				

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
962	新規	●給食室厨房用エアコン等 取付工事 故障により早急に設置する 必要があるため。	2	5	—	県の監査において、給食調理室の室温管理が不適合との指摘を受け平成30年度に追加整備を行ったが、追加整備以前のエアコンが故障したため、労働環境の改善と食の安全を図るために空調設備改修を行う。	こども家庭課	14～ 15
5,155	新規	●予防接種事業（風疹） 【補助率1/2】 免疫の低い対象に定期の予防接種を実施する。（※対象：昭和37年度生～昭和53年度生の男性） まず抗体検査を受け、その結果で必要な人に風疹予防接種を実施する。 事務賃金 90千円 印刷製本費 130千円 郵便料 324千円 委託料 抗体検査料 2,712千円 予防接種料 3,009千円 事務委託料他 880千円	2	1	—	風疹は大人が罹患しても症状は軽いですが、妊娠初期に妊婦が風疹に感染すると出生児が先天性風疹症候群になる可能性がある。調査では風疹の予防接種を公的に受けることのできなかった、40～57歳の男性は抗体の保有率が低くなっている。感染を拡大させないため社会全体が免疫を持つ必要があり、国の緊急対策として、風疹の蔓延防止のため、抗体検査・予防接種を実施する。	健康増進課	14～ 17
709		●水田フル活用推進事業 ①（農）池田仲下 ・溝掘機 1台 930千円×【県1/2+市1/10】=558千円 ②（農）平人営農組合 ・播種機 1台 1,092千円×【県1/2+市1/10】=656千円 ③（農）原風 ・溝掘機 1台 930千円×【県1/2+市1/10】=558千円 ④（農）勝本 ・管理機 1台 4,130千円×【県1/2+市1/10】=2,478千円	1	1	儲かるながさき水田経営育成支援事業実施要領	TPP交渉の大筋合意や需給状況等を踏まえ、水田の効率的利用による低コスト化やステップアップを図る集落営農組織を育成し、水田汎用化による転作作物・高収益品目の導入拡大を推進するとともに、高温耐性優良品種の転換による「売れる米づくり」、地場産麦の供給拡大や「県産米」普及拡大等水田農業の構造改革による産地競争力を強化し、水田農業の所得向上を図る。	農林課	16～ 17
0	新規	●担い手確保・経営強化支援事業 ①（農）こくぶ ・コンバイン（3条刈） 1台 5,993千円×【県(国)1/2】=2,996千円 3,470千円(融資借入額)×【県(国)1/15】=231千円 ②（農）箱西 ・トラクター（ロータリ含む）、ホイローダー（ヘルグラブ含む）各1台 11,313千円×【県(国)1/2】=5,656千円 6,550千円(融資借入額)×【県(国)1/15】=436千円	1	1	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱	力強く持続可能な農業構造を実現するため、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する。 補助金：事業主体へ（1/2）、基金協会へ（1/15）	農林課	16～ 17

令和元年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	チャレンジ園芸10 00億推進事業	0	13,442	13,442	0	10,339	0	0
			強い農業・担い手づ くり総合支援交付金 事業	0	3,469	3,469	0	3,469	0	0
		4 畜産業 費	和牛振興大会	0	3,050	3,050	0	0	0	0
			畜産競争力強化対策 整備事業	59,917	29,554	89,471	0	27,279	0	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
3,103	新規	<p>●チャレンジ園芸1000億推進事業</p> <p>○吉岐地区いちご高設ベンチ第一組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いちご高設栽培システム 19,027千円×【県1/3+市1/10】=8,245千円</li> <li>・いちご自動灌水装置・自動換気装置 11,993千円×【県1/3+市1/10】=5,197千円</li> </ul>	1	1	チャレンジ園芸1000億推進事業実施要綱	園芸作物のさらなる振興により、農業者の所得向上を図る。	農林課	16~17
0	新規	<p>●強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業</p> <p>①(農)大原・西</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田植機(6条)1台 2,293千円×【県(国)3/10】=687千円</li> <li>・1,780千円(融資借入額)×【県(国)1/15】=118千円</li> </ul> <p>②日高 将希</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全自動菊選別結束機1台 7,689千円×【県(国)3/10】=2,306千円</li> <li>・5,380千円(融資借入額)×【県(国)1/15】=358千円</li> </ul>	1	1	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業実施要綱	力強く持続可能な農業構造を実現するため、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する。 補助金：事業主体へ(3/10)、基金協会へ(1/15)	農林課	16~17
3,050	新規	<p>●和牛振興大会補助金</p> <p>平茂晴号の功績を称え、顕彰碑建設及び同記念振興大会開催事業に対する補助を行う。</p> <p>①平茂晴号顕彰碑 3,400千円×【市1/2】=1,700千円</p> <p>②同記念振興大会 2,700千円×【市1/2】=1,350千円</p>	1	1	—	平茂晴号は平成10年3月23日に吉崎市芦辺町で誕生し、肉質と増体を兼備した糸桜系の種雄牛として、凍結精液累計利用本数は243,731本を数え、10万頭以上の子牛が生産されており、長崎県の肉用牛改良に多大な貢献を果たした。その功績を称え、県肉用牛改良センター敷地内に顕彰碑が建てられているが、生産地である当市でも顕彰碑を望む農家の声も多く、また、顕彰を機とした振興大会の開催により、農家のさらなる増頭意欲の向上に繋げる。	農林課	16~17
2,275		<p>●畜産競争力強化対策整備事業</p> <p>平成30年度肉用牛パワーアップ事業(繰越事業)から令和元年度畜産競争力強化対策整備事業への組み替え。</p> <p>①平田 祐司</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎1棟、堆肥舎1棟、附帯施設等 24,185千円×【国50%+県10%+市5%】=15,719千円</li> </ul> <p>②永岡 稔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎1棟、堆肥舎1棟、附帯施設等 21,286千円×【国50%+県10%+市5%】=13,835千円</li> </ul>	1	1	畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性向上を図る。	農林課	16~17

令和元年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	県営事業費	38,534	8,834	47,368	0	0	4,100	0
									緊急自 然災害 防止対 策事業 債	
	2 林業費	2 林業振 興費	森林環境譲与税基金 積立金	0	3,066	3,066	0	0	0	0
6 商工費	1 商工費	4 観光費	令和ゆかりの地情報 発信事業	0	1,150	1,150	0	0	0	0
7 土木費	7 住宅費	1 住宅管 理費	3世代同居・近居促 進事業	2,000	2,000	4,000	450	1,000	0	0
							社会資 本整備 総合交 付金	長崎県 3世代 同居・ 近居促 進事業 補助金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
4,734		<p>●吉岐地区ため池事業 吉岐地区（老朽4ため池）の事業採択申請に必要となる経済効果、工法検討の業務委託を行う必要がある。 ・計画修正業務委託 4,709千円</p> <p>●県営自然災害防止事業 平成30年度から新年度へ事業が持ち越されており、早期完了となるため。 ①県営自然災害防止事業負担金（芦辺大石地区(1)） 2,000千円×20%=400千円 ②県営自然災害防止事業負担金（芦辺大石地区(2)） 8,000千円×20%=1,600千円 ③県営自然災害防止事業負担金（郷ノ浦赤部地区） 6,000千円×25%=1,500千円 ④県営自然災害防止事業負担金（勝本大柳地区） 2,500千円×25%=625千円</p>	1	1	土地改良法	<p>県営事業による勝本町(東ノ木・木堂)、芦辺町(辻山・高尾)の4ため池は、ため池一斉点検結果に基づき、漏水量、構造欠損が認められるため池であり、防災減災の観点から早期改修が望まれるため池である。令和元年に高率の国庫補助事業(長寿命化対策事業)採択に向け、経済効果、工法検討を実施する必要がある。</p> <p>災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する地方単独事業（県単独事業を含む）を対象として、海岸、地すべり事業を県単事業で実施する。郷ノ浦町：赤部(護岸改修)、勝本町：大柳(護岸改修)、芦辺町：大石(地すべり土留・排水工)の4地区を実施し、民生の安定を早期に確保することを目的とする。市負担額は100%緊急自然防止事業債が充当され、償還金の70%が交付税措置である。</p>	農林課	16～17
3,066	新規	<p>●森林環境譲与税基金積立金 森林環境譲与税の新設により、基金に積み立て、森林環境の保全事業に充当する。</p>	1	1	吉崎市森林環境譲与税基金条例	<p>森林の間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として積み立てる。</p>	農林課	16～17
1,150	新規	<p>●令和ゆかりの地情報発信事業 新元号「令和」の典拠となった万葉集にちなみ、本年10月に開園50周年を迎える万葉公園にて和歌イベントを実施し、情報発信を行う。</p>	1	5	—	<p>万葉公園は1969年10月8日、明治100周年を記念して旧石田町が整備したもので、本年10月に開園50周年を迎える。新元号「令和」が発表されて以降、万葉公園の注目度が高まっており、さらなる情報発信を行う。</p>	観光課	18～19
550		<p>●3世代同居・近居促進事業補助金 新たに5件分を追加 ・補正予算400千円×5件=2,000千円</p>	3	1	吉崎市3世代同居・近居促進事業補助金交付要綱	<p>新たに3世代同居・近居するための改修工事等を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、子育てに快適な住環境づくりを促進する。</p>	建設課	18～19

令和元年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債	その他
8 消防費	1 消防費	1 常備消防費	コミュニティ助成事業	0	1,400	1,400	0	0	0	1,400	コミュニティ助成金
		5 災害対策費	コミュニティ助成事業	0	2,000	2,000	0	0	0	2,000	コミュニティ助成金
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（過年災単独）	0	5,650	5,650	0	0	5,600	0	公共土木施設等災害復旧事業債（単独）

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0	新規	<p>●地域防災組織育成助成事業</p> <p>①筒城保育所 ・幼年消防用鼓笛隊セット 400千円【助成率100%】</p> <p>②初瀬婦人防火クラブ ・D-1ポンプ一式他備品の整備 1,000千円【助成率100%】</p>	3	3	コミュニティ助成事業実施要綱	財団法人自治総合センターが行う全国自治宝くじの社会貢献広報事業費として、地域を災害から守るため、地域の防災活動に直接必要な設備等の整備を図る。	消防本部	18～ 19
0	新規	<p>●地域防災組織育成助成事業 2,000千円【助成率100%】</p> <p>・立石仲触公民館自主防災組織 防災資器材の整備</p>	3	3	コミュニティ助成事業実施要綱	財団法人自治総合センターが行う全国自治宝くじの社会貢献広報事業費として、地域を災害から守るため、地域の防災活動に直接必要な設備等の整備を図る。	危機管理課	18～ 19
50	新規	<p>●公共土木施設災害復旧事業（過年災単独）</p> <p>・市道船橋池田線排水路復旧工事測量設計業務（郷ノ浦町大原触）</p>	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設課	20～ 21

# 資料 4

令和元年壱岐市議会定例会 6 月会議

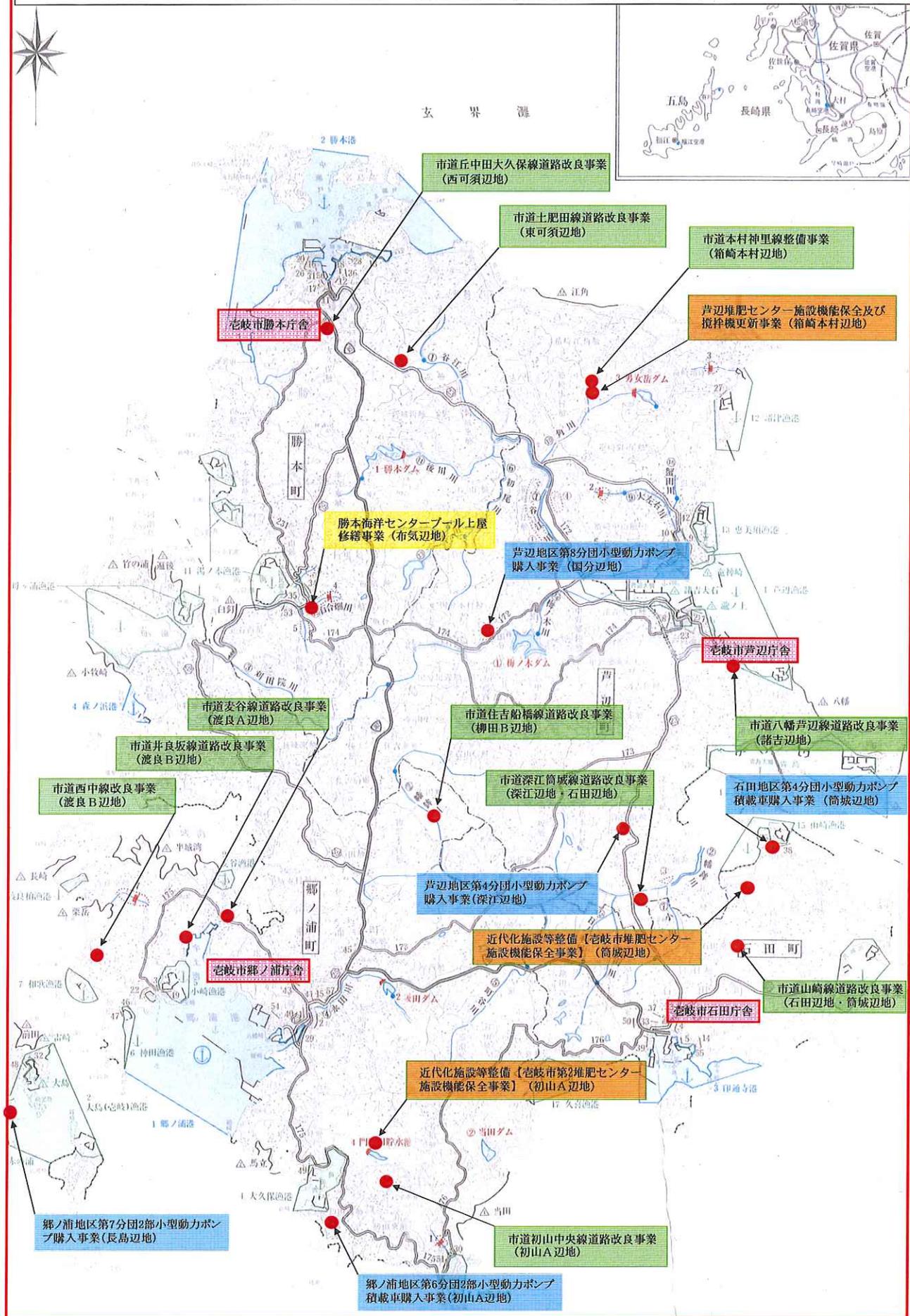
## 議案第 7 号関係資料

辺地対策事業位置図等

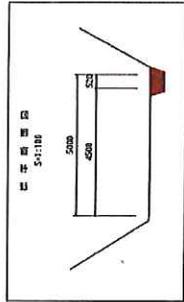
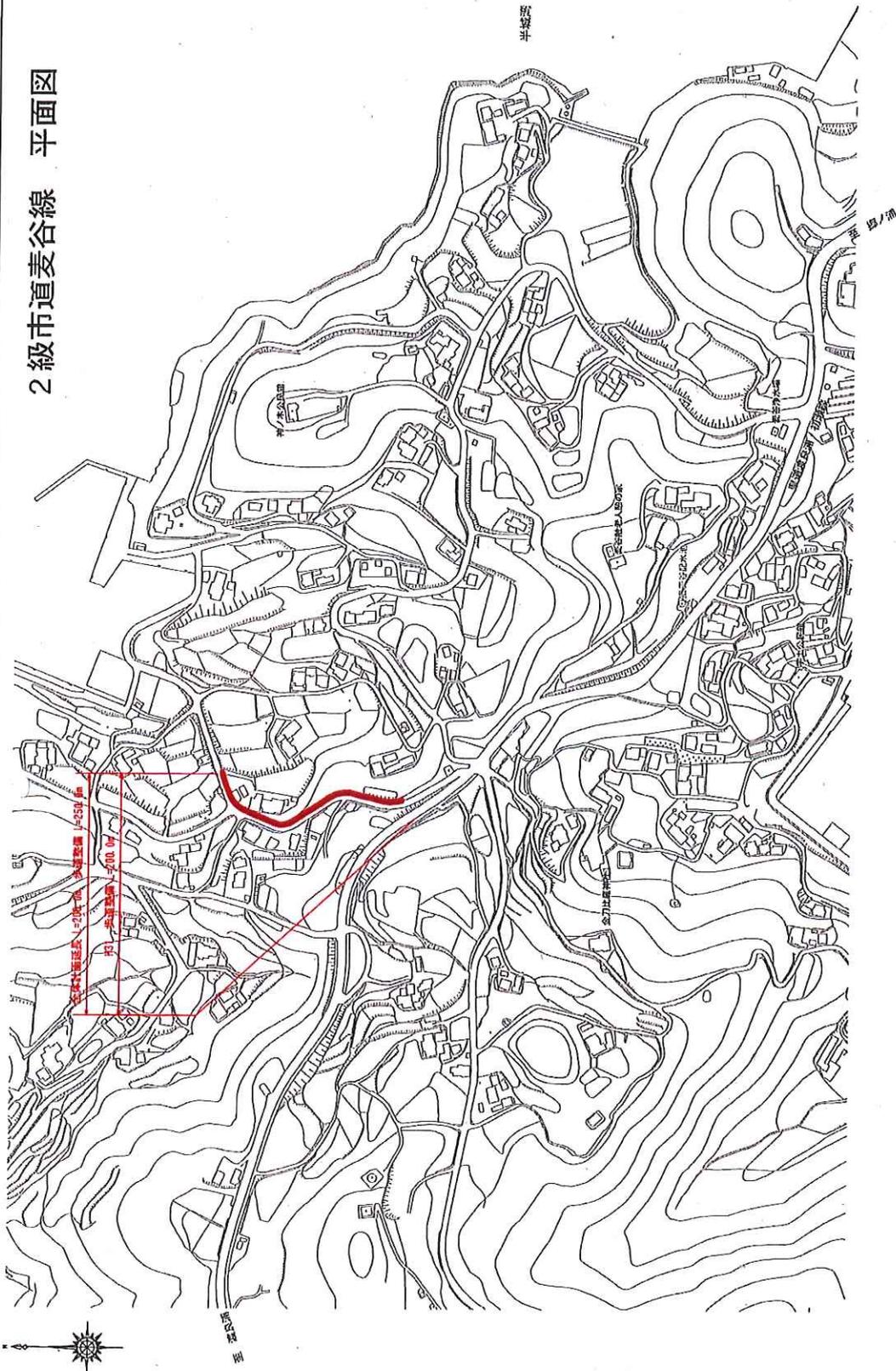
## 辺地対策事業関係資料

No.	事業名	ページ数
1	辺地対策事業位置図	1
2	市道麦谷線道路改良事業	2
3	市道井良坂線道路改良事業	4
4	市道西中線改良事業	6
5	市道住吉船橋線道路改良事業	8
6	市道初山中央線道路改良事業	10
7	市道丘中田大久保線道路改良事業	12
8	市道八幡芦辺線道路改良事業	14
9	郷ノ浦地区第6分団2部小型動力ポンプ積載車購入事業	16
10	石田地区第4分団小型動力ポンプ積載車購入事業	
11	郷ノ浦地区第7分団2部小型動力ポンプ購入事業	17
12	芦辺地区第4分団小型動力ポンプ購入事業	
13	芦辺地区第8分団小型動力ポンプ購入事業	
14	勝本海洋センタープール上屋修繕事業	22
15	近代化施設等整備【壱岐市堆肥センター施設機能保全事業】	25
16	近代化施設等整備【壱岐市第2堆肥センター施設機能保全事業】	
17	芦辺堆肥センター施設機能保全及び攪拌機更新事業	28

# 令和元年度 辺地対策事業位置図



# 2級市道麥谷線 平面図



凡 例	
道路	赤線
境界線	黒線
河川	青線
等高線	黒線

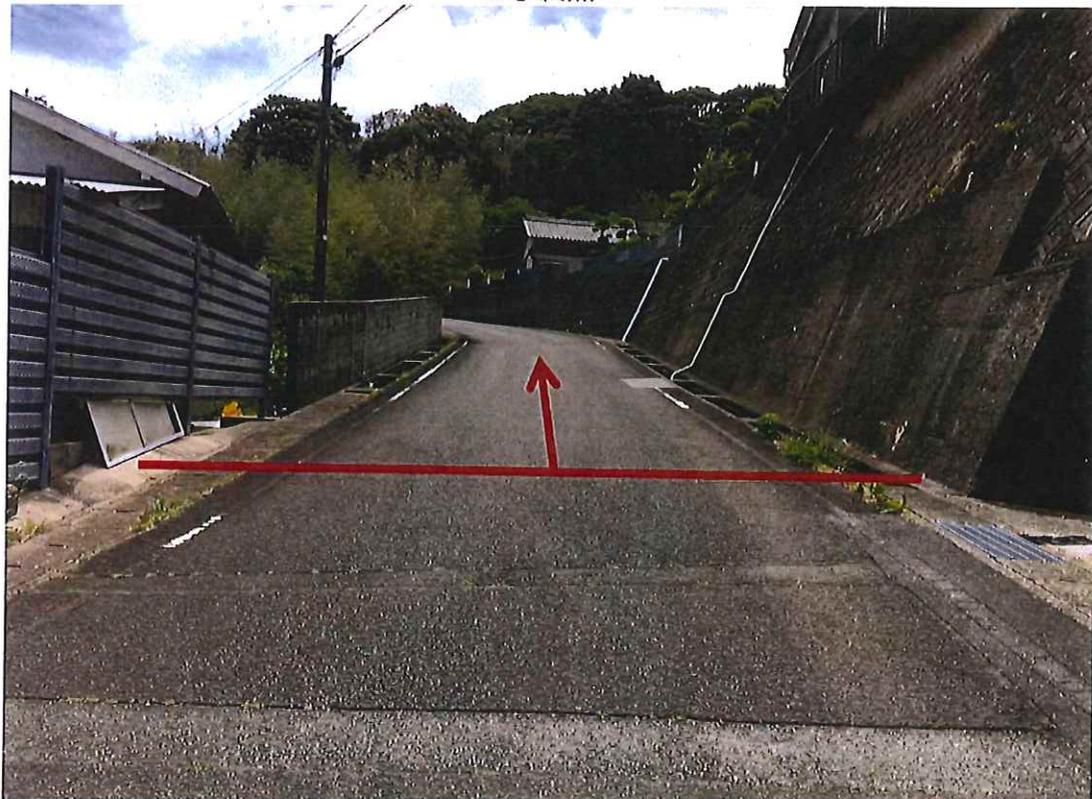
年度	平成11年度
種 別	2級市道及谷線
工事箇所	石橋市 道ノ瀬町 麦谷線
区域図番	平 面 図
縮 尺	5:1:2000
図面番号	
長崎県石橋市	

平成31年度 市道麦谷線道路改良事業（交通安全整備事業）

工事起点



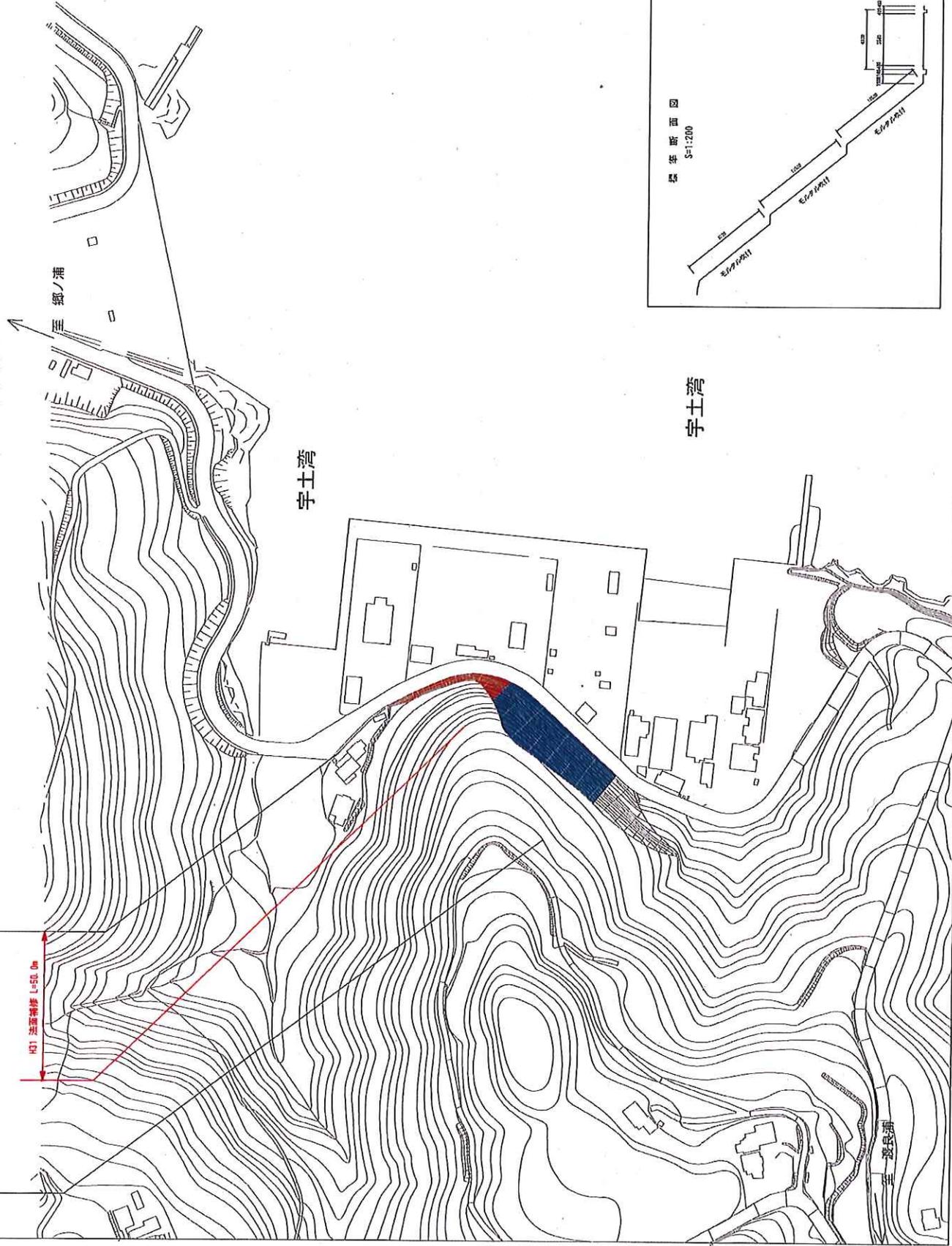
工事終点



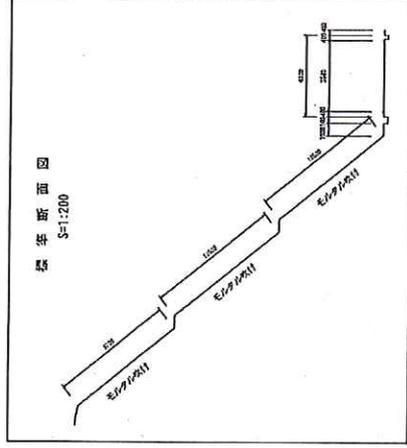
# 1 級市道井良坂線 平面図

全体計画延長 L=144.7m, A=3,200.0m<sup>2</sup>

H01 法面補修 L=50.0m



凡 例	
法面補修	(Red line)
道路幅員	(Blue shaded area)
境界線	(Black line)



作 業 名	宇土湾地区
作 業 所	1級市道井良坂線
図 説 書 名	宇土湾地区/井良坂線 法面補修
縮 尺	平 面 図 S=1:1000
図 号	

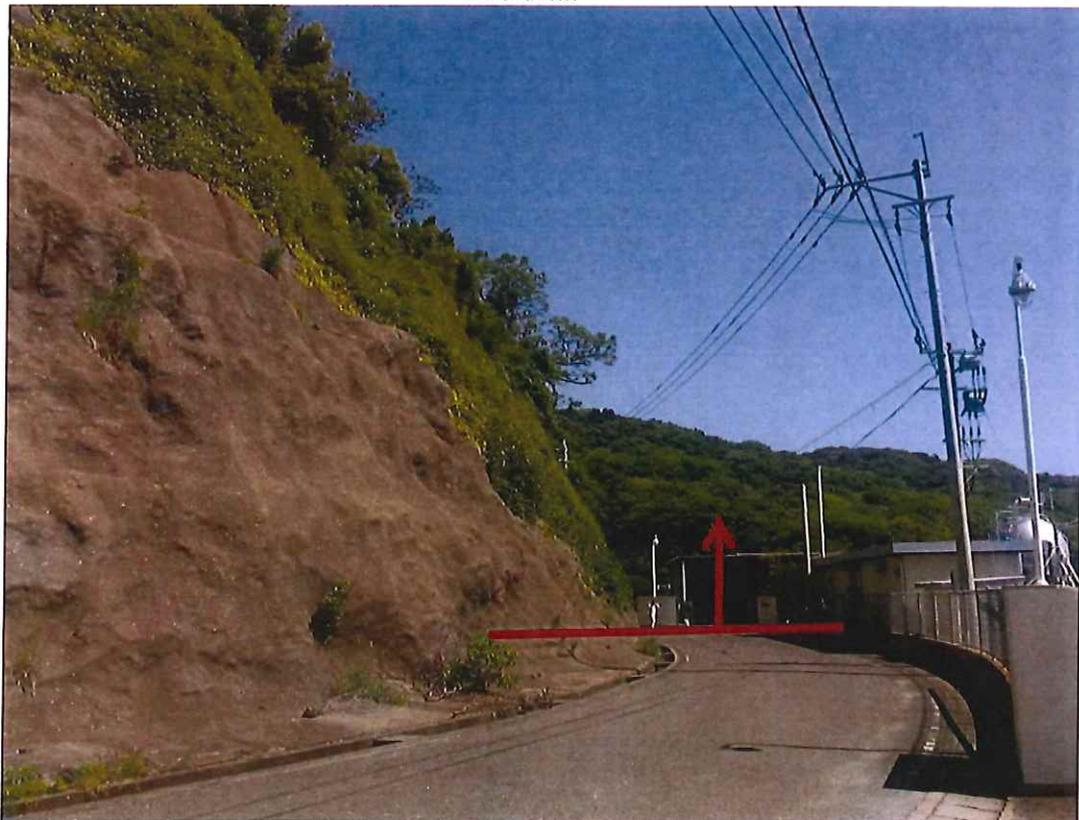
宇土湾地区 井良坂線

平成31年度 市道井良坂線道路改良事業（道路防災安全事業）

工事起点

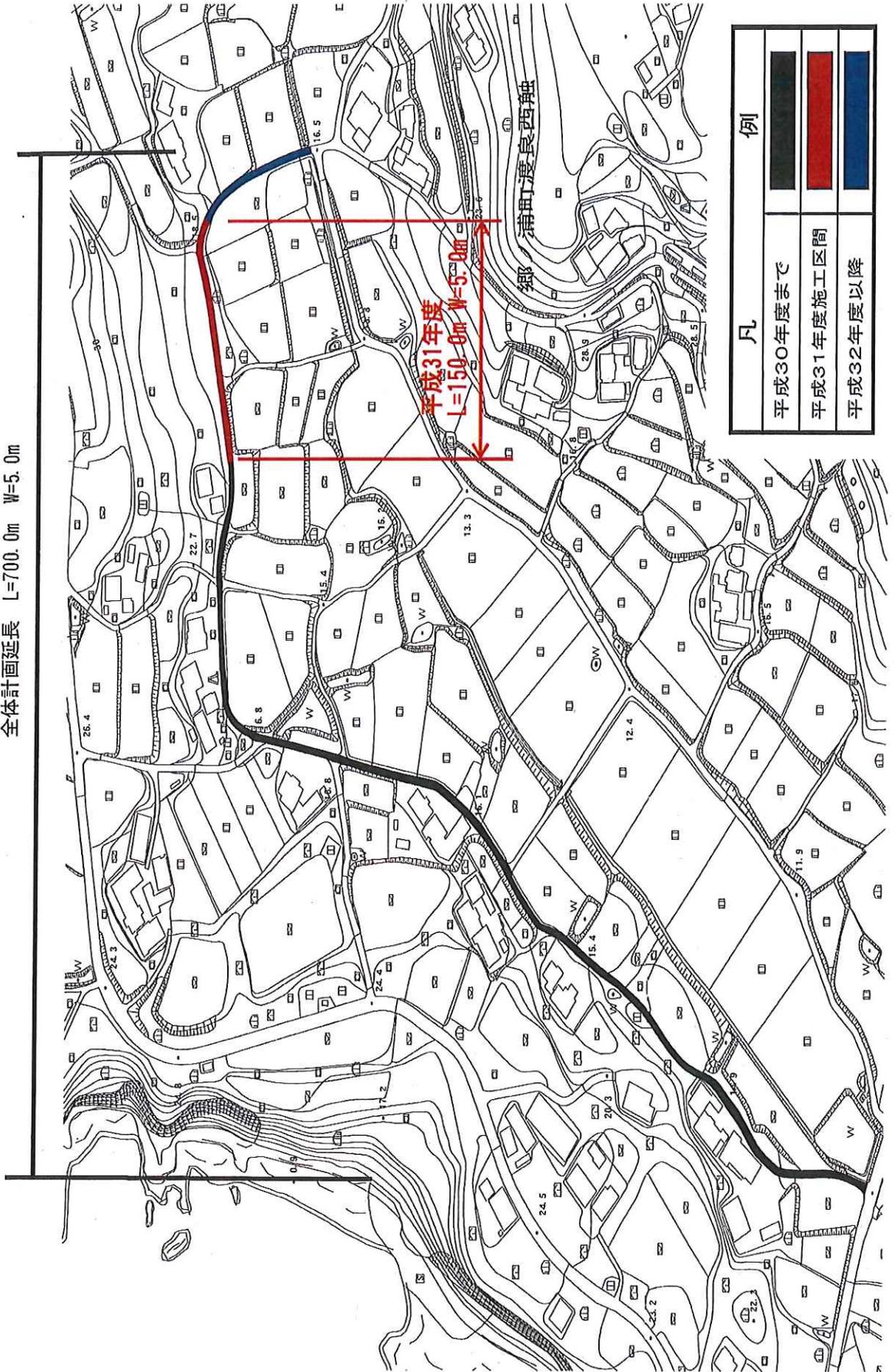


工事終点



# 市道西中線改良事業

全体計画延長 L=700.0m W=5.0m

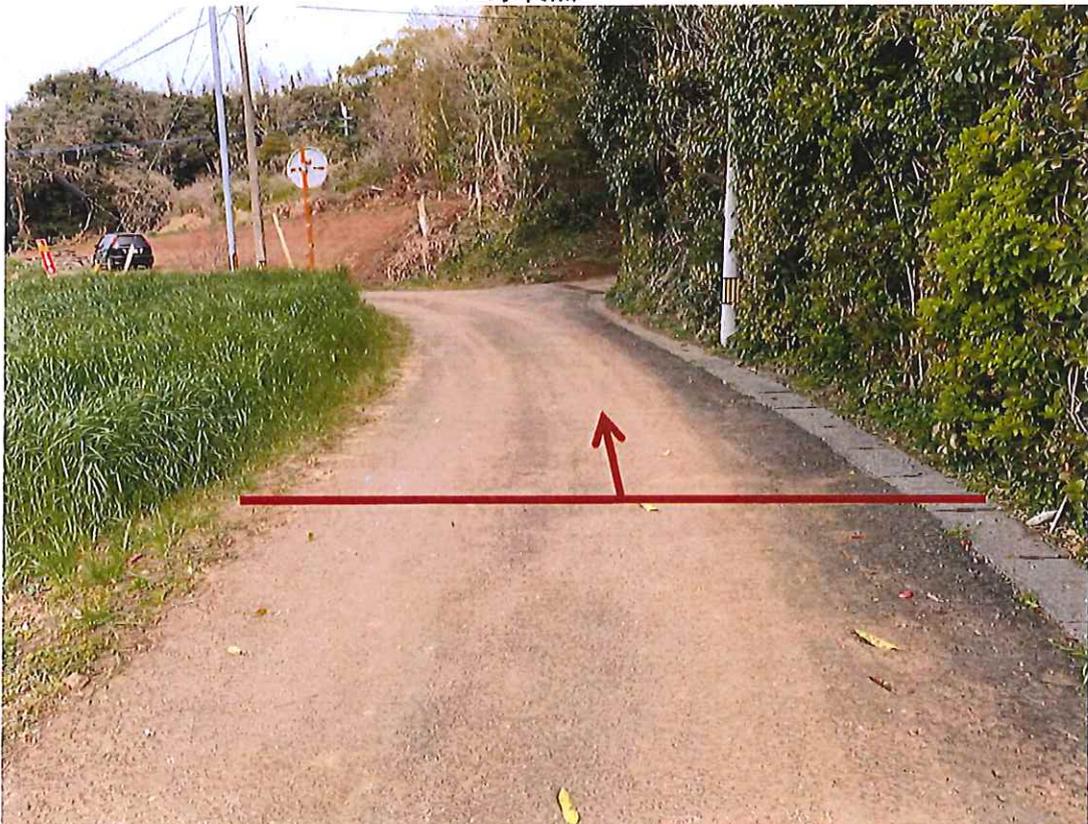


# 市道西中線改良事業

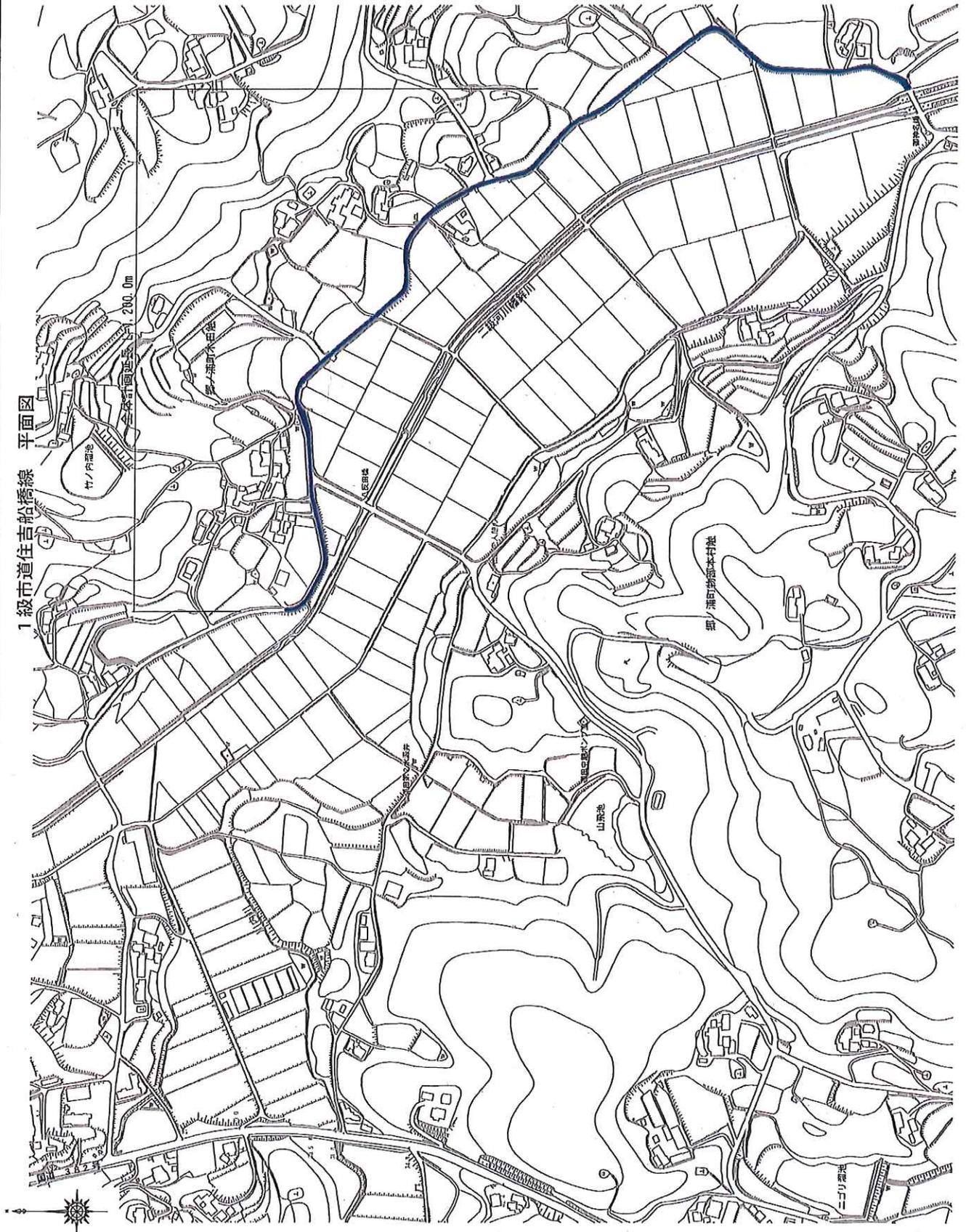
工事起点



工事終点



1級市道住吉船橋線 平面図



色 例	
道路線	(Black line)
境界線	(Red line)
河川線	(Blue line)
境界線	(Red line)

年 次	平成31年度
路線名	1級市道 住吉船橋線
施工箇所	宇城市 細ノ浦町 水田池
図面種類	平 面 図
縮 尺	5:1:2000
図面番号	
宇 城 県 宇 城 市	

平成31年度 市道住吉船橋線道路改良事業

工事起点



工事終点





平成31年度 市道初山中央線道路改良事業（交通安全整備事業）

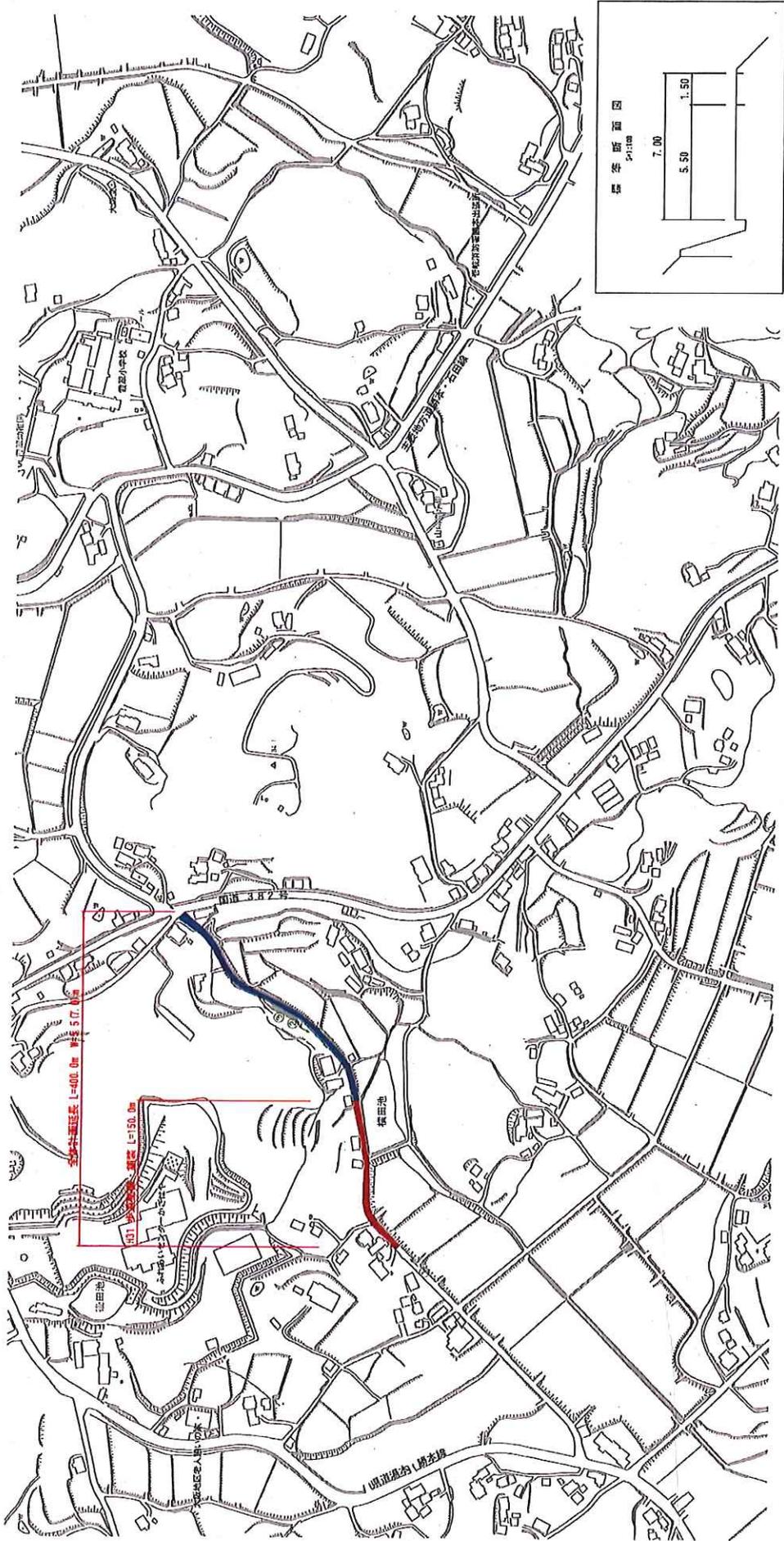
工事起点



工事終点



1 級市道丘中田大久保線 平面図



- 凡例
- 用地延長
  - 計画延長
  - 設計延長

年度	平成27年度
路線名	1級市道 丘中田大久保線
区工區所	志保市 新井町 大久保線
図面種類	平面図
縮尺	5-1:2000
図面番号	
長崎県志保市	

平成31年度 市道丘中田大久保線道路改良事業（交通安全整備事業）

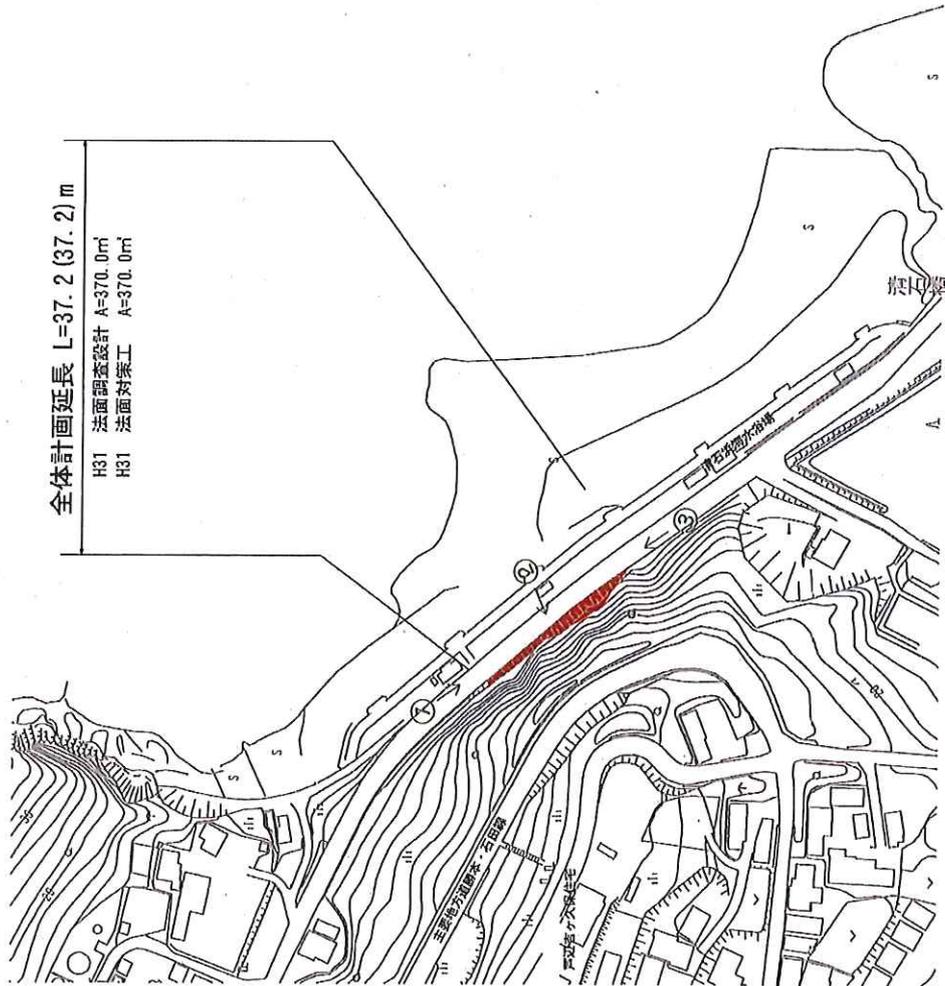
工事起点



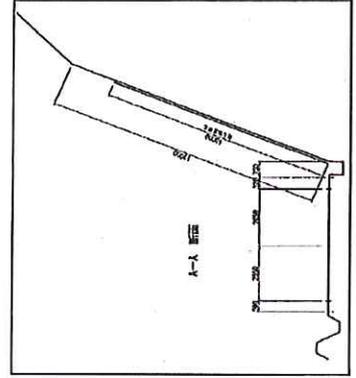
工事終点



# 1 級市道八幡芦辺線 平面図



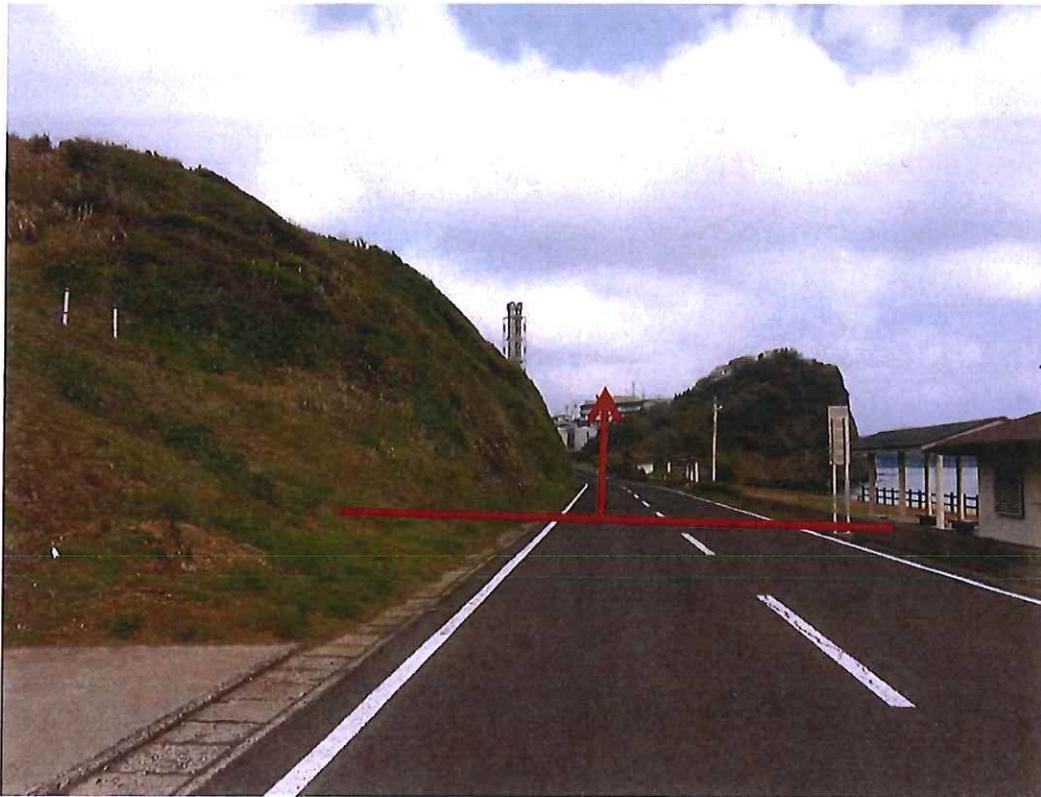
凡 例	
道路	道路
河川	河川
境界	境界



年度	平成31年度
路線名	1 級市道八幡芦辺線
施工箇所	市道 八幡芦 既設維持
道路種別	平 面 図
縮 尺	S=1:1000
図番	
図番	
長崎県佐賀市	

平成31年度 市道八幡芦辺線道路改良事業（道路防災安全事業）

工事起点



工事終点





TOHATSU

皇務省消防庁 防災基礎整備事業対象品  
緊急防災・復興事業費対象品  
日本消防協定会費記号商品

操法大会での輝かしい戦歴が物語る  
PROシリーズの非凡なる実力。  
迎えた三代目は

「リミテッド」の名を冠する  
限定モデルとして登場。

VC72

PRO III

Limited

五位継承

進化は

ついに最高ステージに到達

一瞬を争う

団員たちの

研ぎ澄まされた技に匹敵する

ハイスピークモデル。

B-2級

①



金具装着例

アルミ金具を装着することで、より一層の軽量化が図れます。



アルミ金具装着例 φ75 2018仕様

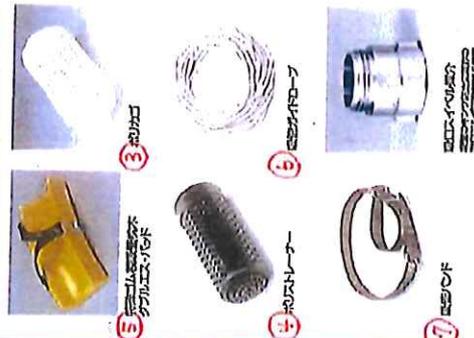


アルミ金具装着例 φ75 2018仕様

	φ85	φ75	φ90	φ100
NEW LF18 (新)	φ75用アルミ金具装着例	φ75用アルミ金具装着例		
WS200 (新)	φ75用アルミ金具装着例	φ75用アルミ金具装着例		
LS25	φ75用アルミ金具装着例	φ75用アルミ金具装着例		
LS33			φ75用アルミ金具装着例	
WS70	φ75用アルミ金具装着例			
WS205	φ75用アルミ金具装着例			
WS			φ75用アルミ金具装着例 (旧型)	φ75用アルミ金具装着例 (旧型)

●φ75用アルミ金具装着例・φ75用アルミ金具装着例NEW LF18J [WS200]  
は2018仕様です。●φ75用アルミ金具装着例NEW LF18J [WS200]  
●φ75用アルミ金具装着例φ75用アルミ金具装着例NEW LF18J [WS200]

消防吸管用付属品



⑤ 安全眼鏡 (旧型)

③ 30口径

④ 回転ブラシ

⑥ 回転ホロー

⑦ 結束バンド

⑧ 結束バンド

新素材採用!  
ニュー・スーパーブリッジ

2018年度標準規格に比して強化し、より高い実力



スーパー-L型

φ85mm×  
長さ70mm×  
重量1.1kg

スーパー-S型

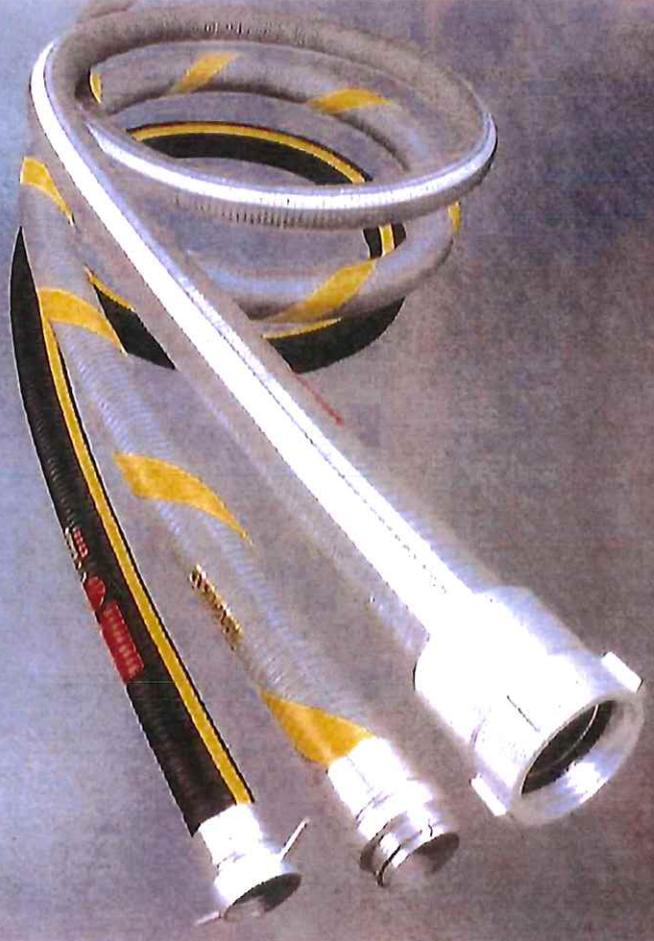
φ90mm×  
長さ70mm×  
重量1.1kg

スーパー-100型

φ90mm×  
長さ100mm×  
重量1.1kg

オーサカゴム  
消防吸管

より軽く・より柔らかく...  
さらに耐久性を備えて登場!



オーサカゴムの消防吸管は進化し続けます



オーサカコム株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

2004.03.3000



# 消防団 ポンプ操法機材 CATALOGUE VI

## 10 噴射用途ジェットホース コンベシリーズ

▶ コンベV(第1線-2線用途ホース)



ノズル径がワットにより耐腐蝕性能を維持しつつも射撃かつ実用なホースです。  
夜間作業の操作性により、夜間時のホース同士の滑りを防止します。

▶ コンベV3(第3線用途ホース)



ノズル径がワットによりノズルと面を保護します。  
夜間作業の操作性により、夜間時の少ない開口サイズのホースです。

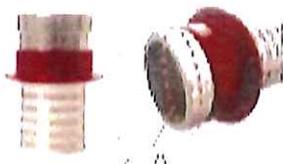
### 特徴

スリットインサートノズルを使用し、ワットの投擲により先端にあるスリットに面を保護します(当社はワットにスリットによりワット方向の細かな水の流れを少なくし、噴射範囲を狭くして高圧水を噴射します。

品名	口径	使用圧(Mpa)	質量(g/m)	構造種	標準長(m)	巻径(cm)
コンベV	65	1.3	275±10	撚線	20/20±0.1	31.5
コンベV3	65	1.3	285±10	撚線	20/20±0.1	33.0

## 操法用最適金具 (ご注文時にご指定下さい)

▶ ジェットクイック金具



●ジェットクイック金具は射撃時高圧噴射の特許構造、影状にホースに思惑を伝えます。

▶ ユニカップPRO



●翌日金具内面が滑りをなくして、70℃形状であるため、ホースに粘着できます。

▶ 差込式接手



▶ 蓄光タイヤ

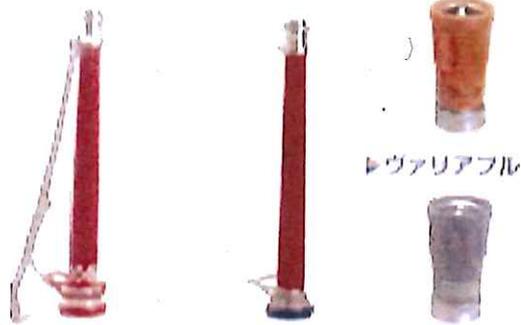


●夜間の使用に最適です。

株式会社 赤尾  
**AKAO**

**管鉗・噴霧ノズル**

▶スーパーストリーム管鉗 ▶差込管鉗 ▶フロコンベ21



⑧

品名	呼称	材質	長さ(φ)
スーパーストリーム管鉗	85	アルミ合金	643
差込管鉗	85	アルミ合金	630

⑨

品名	呼称	材質	長さ(φ)
スーパーストリーム	85	アルミ合金	21
フロコンベ21	85	アルミ合金	2320

**火点標的**

▶操法用標的



材質	長さ(φ)	質量(kg)
スチール	1000 1200	20

**角型水槽 KA-2500**



**特徴**

- 片側 2 枚の吊り金具が標準に取付、分断が可能。
- PVC タンク内を多用し、耐久性に優れています。
- 持ち運び容易です。

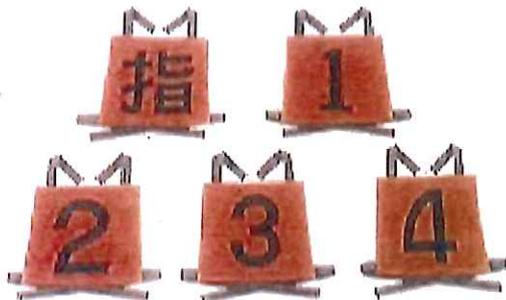


KA-2500-0200

型式	材質	容量(φ)	高さ(φ)	幅(φ)	質量(φ)
KA-2500	PVC タンク	2500	800	1420	1050

**ゼッケン・シューズ**

▶ゼッケン(5枚組)



● 5枚組です。

▶操法用シューズ バルタンX

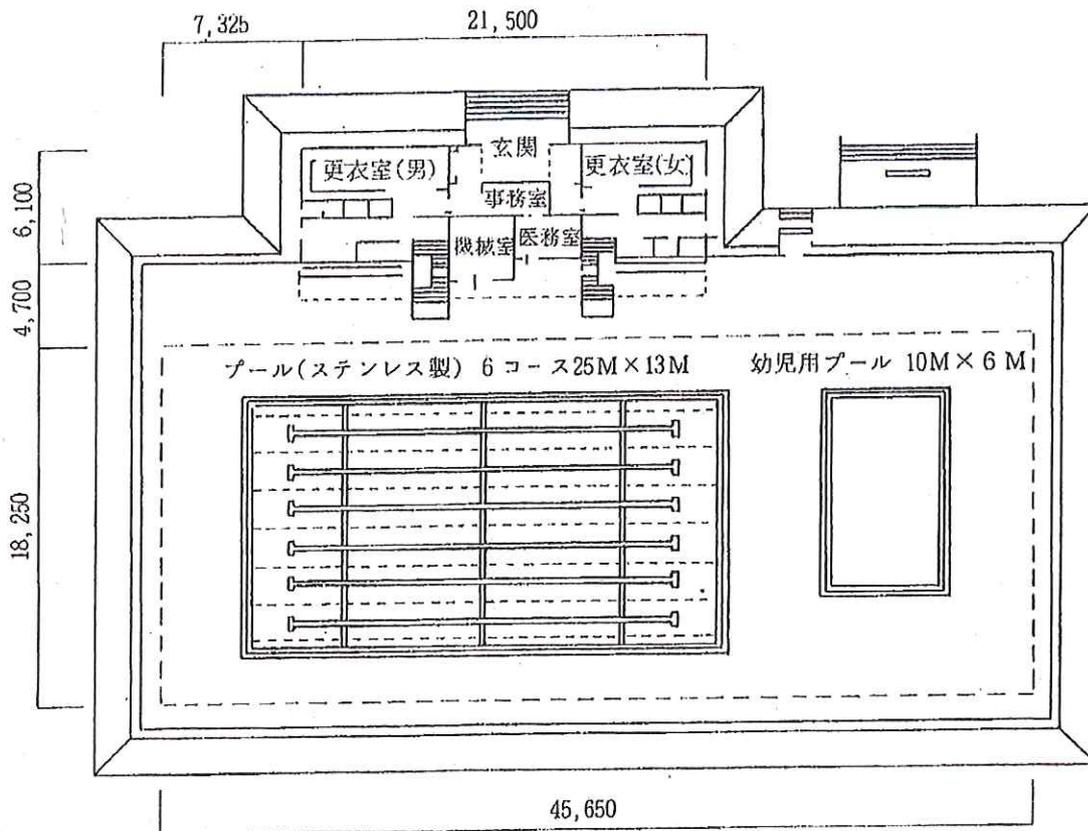


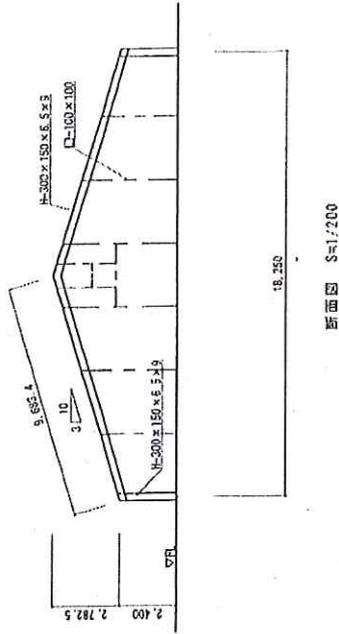
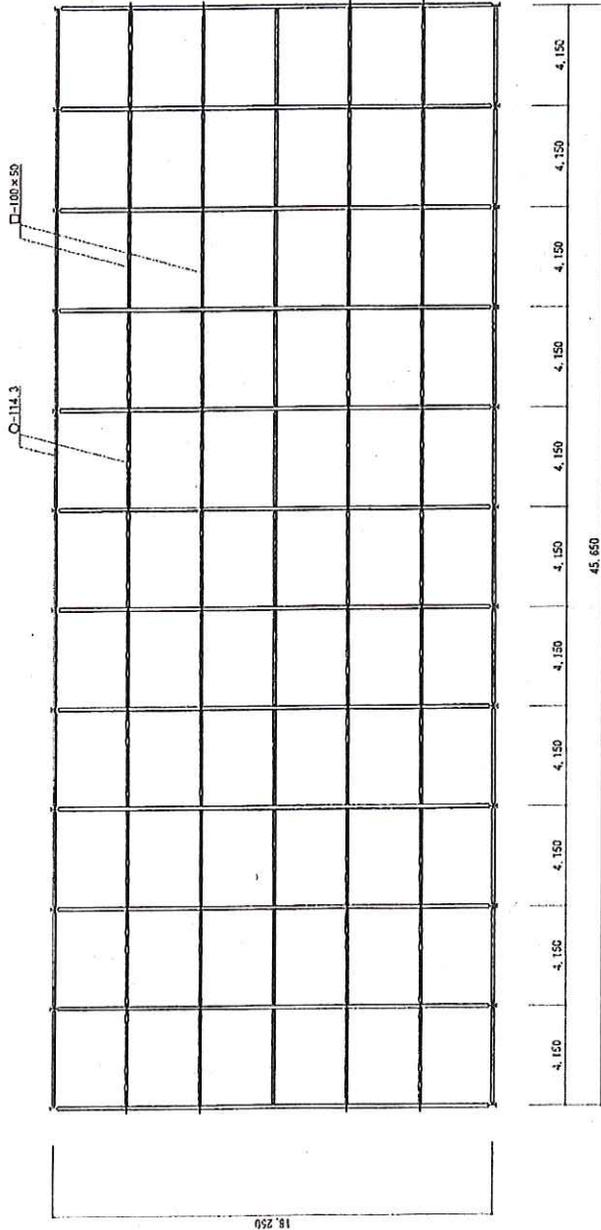
- 滑り防止、通気性に優れています。
- 長時間の作業にも対応可能な構造です。

勝本海洋センタープール上屋【現況】

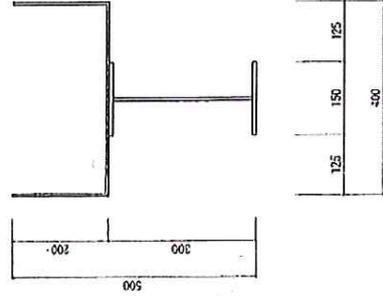


# 勝本海洋センター (プール)





平面図 S=1/200



数量計算  
 柱・梁・屋根梁 10.5x2=0.4x2=0.2x2=0.15x2) x24.167x12=725.01  
 梁断面数 C 1.4x2.610x2=28.03  
 梁断面数 C 1.14x3.14x5.55x1=114.6871  
 梁断面数 C 3.4x5.68x4=54.78  
 梁断面数 0.78x15.38x11=101.900  
 その他 3.0x11=33.0  
 計 1.115.415

重量計算 47.65x20.25=564.6125

## ■堆肥センター（石田）備品購入費 ≪5,087千円≫

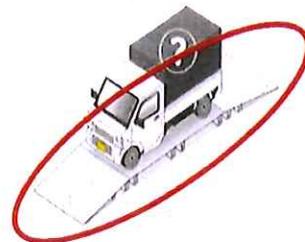
### （目的）

第1堆肥センター（石田）のトラックスケールは施設整備時（平成12年度）に導入されたものであり、耐用年数（10年）を大きく経過し、内臓の計測装置が損傷しているため、更新が必要である。また、堆肥製品を農家や販売店へ運搬するために必要となる軽トラックについても、平成14年度に導入しており、耐用年数（5年）を大きく経過しているため更新する。

### （購入備品の概要）

#### ①トラックスケール ≪3,564千円≫

- ・大きさ（積載面）：  
2,000mm×4,000mm×h300mm程度
- ・秤量：8,000kg  
→収集車で入ってくる場合、車重も含めて約5tで計量



#### ②軽トラック（ダンプ） ≪1,523千円≫

【堆肥原料収集、製品運搬用】

- ・仕様：ダンプ・5ミッション・4WD  
フロアマット、サイドバイザー付  
（登録等諸費用も含むこととする）

## ■第2堆肥センター（郷ノ浦）備品購入費 ≪22,062千円≫

### （目的）

第2堆肥センター（郷ノ浦）のタイヤショベルは施設整備時（平成20年度）に導入されたものであり、耐用年数（5年）を大きく経過し、エンジン部分の故障により、緊急に更新が必要である。また、第2堆肥センターには堆肥の袋詰め機械が無く、第1堆肥センターまで堆肥を運搬して袋詰めを行っていた。今回、タイヤショベルの導入と併せて堆肥袋詰め機械及び運搬用トラックを導入し、施設の業務の改善を図る。

### （購入備品の概要）

#### ①タイヤショベル ≪14,966千円≫

- ・仕様：バケット容量 1.3 m<sup>3</sup>、ホイール及びバケットは垂鉛メッキ仕上  
キャビン仕様エアコン装備

#### ②袋詰め機械 ≪5,362千円≫

○堆肥ふるい装置及び袋詰め機械

- ・ベルトコンベアで堆肥製品を運び、粗目のものをふるいにかけて後、袋詰めにする。

写真参考：石田町堆肥センター  
（袋詰め機械）



#### ③1tトラック ≪1,734千円≫

【袋詰め製品配達用】

- ・仕様：5ミッション・後輪駆動  
フロアマット、サイドバイザー、ボディマット付

# 910M、914M、918M



ホイールローダ



	910M	914M	918M
運転質量	7,110 kg	8,050 kg	9,120 kg
バケット容量	1.3 m <sup>3</sup>	1.6 m <sup>3</sup>	2.0 m <sup>3</sup>
エンジン定格出力 (ネット) ISO 9249	72 kW	72 kW	84 kW



オフロード法2014年  
基準適合



国土交通省指定  
低騒音型建設機械

## 除雪仕様 1級/11級除雪ドーザーに対応



10M 除雪仕様は、国土交通省指定 8 級除雪ドーザーに対応、918M 除雪仕様は、国土交通省指定 11 級除雪ドーザーに対応します。

### 除雪向けの主な装備品

- ・2トンキャブ
- ・油圧シフト(3V4V)
- ・クワイカクラ
- ・ハイワックワラーム
- ・幅広フエンタ(3の型式)
- ・フロントシート
- ・センタカクンタラエイト
- ・16.9-24.12PR(L2)スノータイヤ(910M)
- ・17.5-25.12PR(L2)スノータイヤ(914M/918M)
- ・投光式回転灯
- ・スノーローバークレーン
- ・タコクラフ
- ・サイドロシ式ワレリナーナ内蔵エアブリーナ
- ・高強、高引引付仕様
- ・クワイカクラ
- ・スライトブレンカクンタラフ
- ・デルチクラフ
- ・3級除雪ドーザー用(910Mのみ)



2トンキャブ

## 畜産仕様 910M、914M、918M



ハイリフトームにより作業範囲が拡大(910M/914M)。リアフレンシヤリロックにより、悪路や滑りやすい路面状況でも、車輪へ確実に駆動力を伝達。リアントラックの標準装備により、騒音低減。

### 畜産向けの主な装備品

- ・ハイリフト(910M/914M)
- ・油圧シフト(3V)
- ・クワイカクラ
- ・ハイワックワラーム
- ・幅広フエンタ
- ・フロントカーブ
- ・ライドコントロール
- ・クルーバコントロール
- ・サイドロシ式ワレリナーナ内蔵エアブリーナ



ハイリフト(910M/914M)



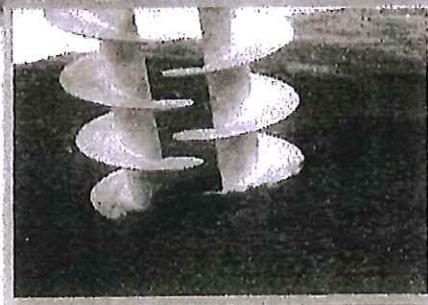
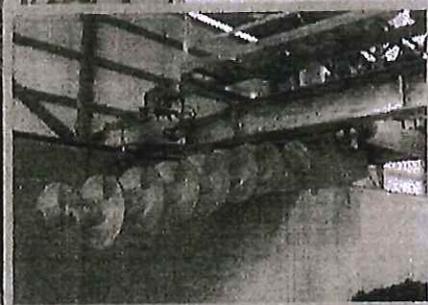
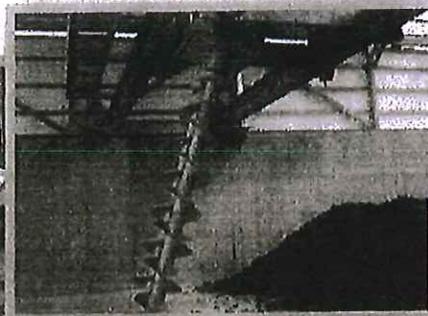
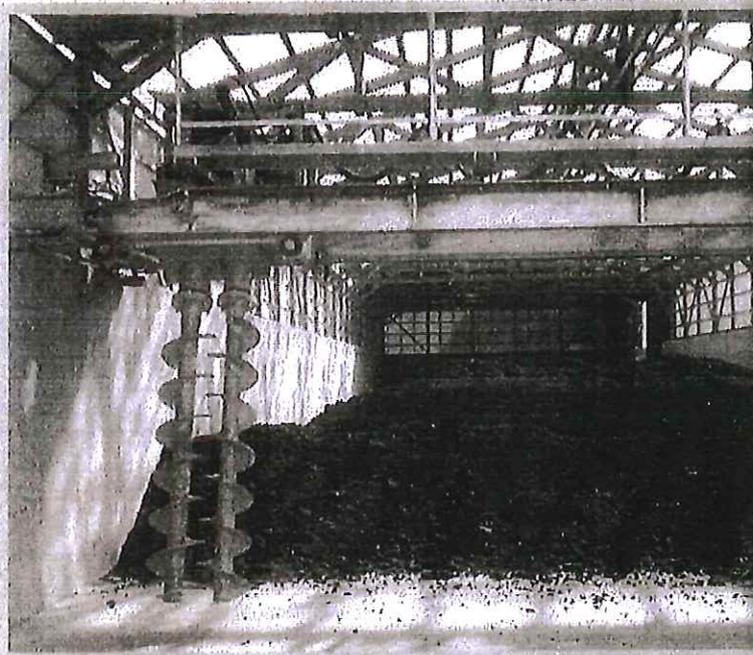
ハイリフトからクワイカクラなどの交換クワイカクラによって、作業内容に合わせて、クワイカクラのロック解除のスイッチは、キャブ内にあります。

# フジキ式Wスクレー-攪拌発酵機「パートナー」

**堅牢で大容量処理の決定版！**  
**すべて自社設計・製作・施工で**  
**安心・安全！**

耕種農家へ  
 良質堆肥  
 供給！

高圧エア-で強力粉碎！スクレー-はステンレス標準搭載。



主要諸元		
型 式	TGKWS1500	TGKWS2000
深度 (mm)	約 1500	約 2000
機幅 (m)	3~10	
攪拌モーター (kw)	11	15
走行モーター (kw)	0.2×4	0.2×4
油圧モーター (kw)	0.75	0.75
ブローア- (kw)	2.7	2.7

※仕様及び寸法につきましては予告なく変更する場合がございます。

 **藤樹運搬機工業株式会社**

本 社 / 〒830-0037 福岡県久留米市環野町 2477  
 TEL0942-39-3195 (代表) FAX0942-35-6642  
 佐賀工場 / 〒849-0124 佐賀県三養基郡上峰町大字堤字一本黒木 3971-32  
 営業本部 / TEL0952-52-2511 (代表) FAX0952-53-3640

代理店

